

平成19年第3回防府市議会定例会会議録(その4)

平成19年9月12日(水曜日)

議事日程

平成19年9月12日(水曜日)

午前10時開議

- 1 開議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(29名)

1番	河杉憲二君	2番	藤本和久君
3番	山根祐二君	4番	斉藤旭君
5番	横田和雄君	6番	弘中正俊君
7番	木村一彦君	8番	重川恭年君
9番	松村学君	10番	伊藤央君
11番	原田洋介君	12番	大村崇治君
13番	三原昭治君	14番	山本久江君
15番	平田豊民君	17番	藤野文彦君
18番	高砂朋子君	19番	安藤二郎君
20番	今津誠一君	21番	河村龍夫君
22番	久保玄爾君	23番	山下和明君
24番	馬野昭彦君	25番	深田慎治君
26番	山田如仙君	27番	中司実君
28番	田中健次君	29番	佐鹿博敏君
30番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	嘉 村 悦 男 君
会 計 管 理 者	内 藤 和 行 君	財 務 部 長	吉 村 廣 樹 君
総 務 部 長	浅 田 道 生 君	総 務 課 長	柳 博 之 君
生 活 環 境 部 長	黒 宰 満 君	産 業 振 興 部 長	桑 原 正 文 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 正 幸 君	理 事	島 本 正 輝 君
健 康 福 祉 部 長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	和 田 康 夫 君	水 道 事 業 管 理 者	中 村 隆 君
水 道 局 次 長	阿 部 勝 正 君	消 防 長	松 永 政 己 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 武 文 君 議 会 事 務 局 次 長 徳 富 健 司 君

午 前 1 0 時 開 議

議 長（行 重 延 昭 君） 定 足 数 に 達 し て お り ま す の で、こ れ よ り 本 日 の 会 議 を 開 き ま す。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議 長（行 重 延 昭 君） 本 日 の 会 議 録 署 名 議 員 を 御 指 名 申 し 上 げ ま す。2 7 番、中 司 議 員、2 8 番、田 中 議 員、御 両 名 に お 願 い 申 し 上 げ ま す。

一 般 質 問

議 長（行 重 延 昭 君） 議 事 日 程 に つ き ま し て は、昨 日 に 引 き 続 き、一 般 質 問 で ご ざ い ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

な お、残 暑 厳 し い よ う で ご ざ い ま す の で、上 着 を と ら れ て も 結 構 で ご ざ い ま す の で、ど う ぞ お と り く だ さ い。

早 速 こ れ よ り 質 問 に 入 り ま す。最 初 は 2 3 番、山 下 議 員。

〔 2 3 番 山 下 和 明 君 登 壇 〕

2 3 番（山 下 和 明 君） そ れ で は 通 告 の 順 に 従 い ま し て、質 問 い た し ま す。

最 初 に、自 動 体 外 式 除 細 動 器 A E D 設 置 に 関 す る 周 知 と 意 識 啓 発 に つ い て で あ り ま す。

平 成 1 6 年 7 月 よ り 一 般 市 民 が 自 動 体 外 式 除 細 動 器 A E D を 使 用 す る こ と が 可 能 と な り、

これを踏まえて普通救命講習においてはA E Dを使用した実施体制が図られてきました。

A E Dは心肺停止患者に電気ショックを与え、蘇生させる救急救命機器で、音声案内に従って作業すれば一般市民も安心して簡単に操作できる機器であります。心筋梗塞や不整脈の心肺停止患者は1分経過するたびに約10%ずつ救命率が低下すると言われており、心肺停止の救急患者には救急車が到着するまでの時間にその場に居合わせた人の迅速で適切な応急処置が不可欠となります。

そこで、平成19年6月議会において、救命率向上のためにA E Dの設置及び普通救命講習について提案したところであります。尊い人命を救い、一刻を争う現場。1分おくれるだけで生存率に大きな差が生じるだけに、そうした一刻を争う事態を想定し、A E Dを公共施設であるスポーツセンター、競技場、市役所、学校、休日診療所等に配備、配置することと、多くの人が集まる行事にはA E Dを持参することを提案したところであります。

その後、防府市公共施設でのA E D設置はスポーツセンターをはじめ、競技施設、福祉施設、文化施設、市役所、公民館、小・中学校、保育所等に、平成19年度でA E D設置は、寄附されたものも含め、81カ所に配備されたと聞きます。救急業務の向上は市民の安全・安心へとつながっていくことは言うまでもございません。こうした素早い対応は、大変評価いたしておるところであります。

そこで、A E Dの周知と意識啓発についてお尋ねをいたします。1点目は大切な市民の命を守るために設置が促進しつつあるA E Dの威力、効果を最大限に活用していくために、119番通報を発信した位置が即座にわかる発信地表示システムにA E Dの設置所在地を入力し、必要に応じて通報者にA E Dの場所と活用を促す。そうした救命率の向上を図るシステムの導入を図ることができないか。当然、公共施設はもとより、A E Dを設置している店舗や民間施設の協力を得て、A E Dの所在地が表示されるシステムであります。お伺いいたします。

2点目は、設置されているA E Dの効果を発揮するためにA E Dの設置場所を広く市民に周知認識していただくことを思案し、今後周知は優先して取り組む必要があると思えます。そこで、公共施設及び民間施設を含めたA E D設置施設の一覧とA E D使用方法を表示したチラシを作成し、全戸配布して周知していくことができないものか、お伺いいたします。

もう1点は、周知の方法としてA E Dを設置している施設のひときわ目立つ場所に、例えば「A E Dがあります」といった看板を設置し、周辺住民と施設利用者にA E D設置の周知を図ることができないか。人は日常目にすることで認識が向上するもので、迅速なA E Dの活用につながると思えます。あわせてお伺いいたします。

3点目は、5カ所の保育所にAEDが設置されているが、小児用電極パッドの配備についてお尋ねをいたします。小児用電極パッドは、大人用のパッドより一回り小さく、同パッドを使うことで、AED本体からエネルギー量を大人用の4分の1に下げて出力がされ、電気ショックを与えた際に小さな子どもにとっても安全に使用することができるもので、同パッドの使用認可がおりていますが、当保育所では小児用電極パッドの配備はどうかお伺いいたします。

4点目からは、普通救命講習についてお尋ねをいたします。小・中学校にAEDが設置されましたが、小・中学校では水泳の授業もありますので、迅速な心肺蘇生とAEDの使用ができる人材養成は重要となります。AEDを用いた応急手当、普通救命講習を受講された教員は、各学校でどの程度となっているのか。また、AED設置施設の関係者の受講状況についてあわせてお伺いいたします。

5点目は、AEDの設置が促進され、それに伴うAEDを使用した普通救命講習会を積極的に開催されていますが、講習の受講者人数はどう推移しているのか。また今後の取り組みについてどのような計画、検討がされているのか、お伺いをいたします。

それでは次は、広告掲載事業についてであります。ここ近年、各自治体、そして県内でも新たな自主財源の確保へ向けて、さまざまな資産を広告媒体として活用する広告事業が幅広く展開されるようになりました。市の資産を広告媒体として民間企業等の有料広告掲載に取り組んでいるところでは、広告掲載に関する基本指針を示した要綱や掲載基準を制定いたしております。

広告掲載の例では、印刷物、封筒、はがき、給与等の明細書、図書貸出票、保険証カバー、玄関マット、市のホームページにバナー広告、広報紙、公用車、イベントスペースなど、活用はさまざまであります。

そこでお尋ねをいたします。広告掲載事業実施要綱を平成19年7月18日に制定し、8月1日から施行するとしているが、広告媒体となる広告掲載の対象について、決定している内容と現在の募集状況についてお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは広告掲載事業についての御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、第3次行政改革後期計画の取り組み項目、新たな財源の検討の中で重点的に取り組んできたところでありまして、市が保有する資産を有効に活用し、経費の節減を図るとともに新たな財源を確保しようとするものでございます。

今日まで各自治会で御利用いただいております回覧板への広告掲載や、平成17年度には市民課及び課税課の窓口で使用しておりますお持ち帰り用封筒、そして昨年度作成いたしました市民便利帳への広告掲載、また現在募集しております新体育館に係るネーミング・ライツなど、新しいものにも積極的にチャレンジしてきたところでございます。

しかし、これまでは有料広告が掲載できる媒体を所管する課がそれぞれ独自で進めてまいりましたが、本事業の重要性、発展性にかんがみ、市が一体となって推進する必要性から、本年度事業運用のための最も基本となります防府市広告掲載事業実施要綱並びに防府市広告掲載審査委員会設置要綱を制定し、8月1日より施行したところでございます。

議員御質問の、どのようなものが広告の媒体として決定されているのか、という点につきましては、現状ではまだ決定されているものではございませんが、市の公用車、市が発行しております広報紙「ほうふ」、市のホームページを利用して行うバナー広告、そして観光パンフレット等の印刷物や封筒について検討を行っております。

また、現在の募集状況であります。本要綱の施行から一月余りということもありまして、現段階におきましてはまだ募集の実績はございませんが、バナー広告等、可能なものから早急に募集を行ってまいりたいと考えております。

残余の御質問に関しましては、消防長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 今、答弁いただいたわけでありまして、実際、今、この広告媒体並びに広告掲載事業について、要綱は設置したものの、今後、取り組みについては今検討しておるということで、実績はないということの答弁でしたけれども。私は、壇上でも申しましたけれども、多くの自治体が当事業を取り組んでいるといった記事なんか、そうしたことをよく目にいたします。

防府市では当事業の取り組み、計画については積極的ではないという、私、認識、感じていたわけでありまして、行革の委員会の資料においても、たしか、去年はCランクにこの事業の取り組みが位置づけられていたのではないかなと。今はBランクに上がっておるとは思いますけれど。

そこで、自主財源となる当事業の取り組みについて、防府市も試みてはどうかという思いで、提案しようと思っただけなんです。実際に、取り組むというより、今回の質問で取り上げようと思って調べたところ、当事業の実施にかかわる要綱が作成されていたということでありまして。この事業の取り組みがここまで来ていたということを実は私は知りませんでした。多くの議員さんも私と同様ではないかというふうに思っております。

なぜ急ぎ急ぎと申しましょうか、取り組みをしなければならなかったのか、その背景、

経緯についてお伺いをしたいと思うんですけど。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 後の方、広告掲載事業の取り組みでございますけれど、事前に今の議会にお知らせしているかどうかというのは、ちょっと私ども定かでないんですけど、これについては執行部の判断で迅速に対応させていただこうということで、昨年、便利帳でございますか、これについて対応させていただいたところでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 先ほど、まだ募集の実績はないと答弁で申されましたけれども、実際には便利帳とか封筒等には広告が掲載されているわけでありましたが、そうした申し込みというか、問い合わせというのもなかったということでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 先ほどの質問から、ちょっとお答え申し上げます。

これまではC項目であったということですが、あの、行革はA、B、C、Dというふうなのがございまして、A項目は市民生活に大きく影響するもの、そして広告については議員さん御指摘のとおりC項目でありまして、各課で取り組む項目というもので、これまではC項目に上がっておりました。が、今回、議員さん御指摘のように、B項目になっているということは、これは全庁一丸となって取り組むものというふうにランクアップいたしまして、そして所管課を財務部財政課に持って行って（「まだC項目ですよ」と呼ぶ者あり）B項目に上げたと思っておりますけれども。（「いや、上がってないですよ」と呼ぶ者あり）それは実績ではないんですか。要するにB項目に上げたと理解しておるんですが。ちょっと休憩をお願いします。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、会議を再開します。副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 健全な財政運営、収入の確保、その他という項目で、新たな財源の検討の中の推進計画、これBでございますけれども、その中に市の保有する公共施設、車両、ホームページ、各種印刷物等について広告媒体としての活用を検討し、新たな財源の確保に努める、ということで一応B項目にいたしまして、その結果、今、財務部が担当で、統一的な、まず基本的なものをつくったという経緯でございます。

これはあの、これまでは要するに、窓口課であります市民課や保険年金課や健康福祉部

関係ではお客様用の封筒とかは各課で対応してきたというような状況でありますけれども、一つの基準をこしらえて、そしてそれを財政課が1つの基準をもとにやっていこうということでございます。それから、まだ立ち上げたばかりでございますので、したがって、でき得れば、いろんな媒体、先ほど市長が申しあげました公用車も、あるいは市広報も、あるいはインターネットのホームページもいろんな媒体等々を考えておりますが、募集があったかということでございますけれども、まだこちらから募集要項とか、仕掛けをいたしておりませんので、募集等々に至ってはおりません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） はいわかりました。まあ、執行部の判断で立ち上げたばかりで、実績もないということで。それでは、せっかくですので、要綱ができてますので、その要綱の中身について若干、今後のことも含めてですね、お伺いしたいと思うんですが、この当実施要綱ではですね、第3条に広告媒体として、市の土地、建築物及び工作物とあるが、市の空き地、工作物、どこまでの利用を想定しておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 現在、検討されているもので申し上げますと、消防庁舎の壁面に設置されております電光掲示板、あるいはロープウェイのゴンドラ等、これらが活用できるのではないかと現在では思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） それでは、第5条の広告の募集について、今後も所管課が提案して調整を行うこととなるのか、お伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 各課がそれぞれ提案してまいりまして、それを事前に広告の募集前と募集後に審査委員会で審査いたしまして、この辺を確かなものにいたしまして、この辺を、何と申しますか、各課でまちまちとなることのないように、この辺の対応をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 要綱では、広告掲載ということで、広告掲載の事業の実施要綱の中に審査委員会の設置というものがうたっておりますけれども、この委員会の構成、

これは決まっているのでしょうか。

それと、当委員会を開催されておられれば、こういった内容の協議がされたのか、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 審査委員会のメンバーでございますが、教育委員会を含む、各部の部次長の職にある者で、部長または教育次長が指名する者が委員となります。定数は7名で、財務部次長が委員長となります。それと、審査委員会をこれまでに開催されたことがあるかということですが、先ほど、答弁がありましたように、現時点ではまだ開催しておりません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） この委員会の構成しておられる面々というのは、一度人選すれば固定したものになるのか。それとも、立場上、その代理とかいった形で、この委員会構成というのはなるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） この委員につきましては充て職でございます。ですから職がかわればまた別の人が対応するという形になります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 広告掲載の基準についてでありますけれど、広告掲載事業実施要綱の第4条で、広告掲載の基準を定めていますが、その広告媒体への広告掲載の決裁、要するにマルかペケかですね、この基準に基づいて当市審査委員会で判断することとなるのか、この掲載基準で本当に判断できるんだろうかと、私、こう思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

それとあわせて、広告料金についても、所管課が上げてきたものが適正な掲載料であったのかを同審査委員会で判断していくこととなるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これにつきましては、各課が所管する広告媒体というのは多種多様にわたるわけですが、まず所管課がその活用する媒体に適した詳細な基準を作成します。これに基づいて、要綱第4条の、広告掲載の基準にガイドラインを設定いたしております。広告掲載の基準等の例示という内容でございますが、ガイドラインよりもさらに詳しいガイドラインを設定して、審査委員会で二重にチェックをするようにいたし

ております。

それと、料金の基準をどのように決めるかということでございますが、これにつきましても、審査委員会の方で、この辺のチェックを二重にかけるようにいたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） あの、この要綱を見ますとですね、今、部長、申されましたけれども、広告掲載の基準等ということで、第4条に広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載ができないものとするということで、（1）から（10）までうたっているわけですが、（1）では法令等に違反するもの、またはそのおそれのあるものとか、（4）では政治性または宗教性のあるもの。（6）では個人の氏名を広告するものとか、大雑把に分けてありまして、（10）でこのようにうたっています。その他、広告掲載をするものとして適当でないと認められるものと。例えば屋外広告に関するものをですね、ここで一まとめにされている感がするわけでありまして、判断基準をもっと明確にしないといけないんじゃないかなと。

それで、内容またはデザイン等について、具体的にこの基準を設けるべきだと思います。先進地というのもあるんですけども、横浜市の広告掲載基準なんか、もっと詳しくこういったところでうたっていますし、例えば交通安全上の問題、いわば人の目を、極端に引きつけるような広告、デザインというのもあるかと思うんですよね。

そうしたことで、例えば、これは横浜市の例ですけども、屋外広告に関する交通安全上の基準ということで、自動車等の運転者の誤解を招くおそれがあるものとか、それとか自動車等の運転者の注意力を散漫にするおそれのあるものというものが、交通事故を誘発する等ということで、交通の安全を阻害するおそれのあるもの、広告は掲載しないというふうに、もっと詳しく掲載してあります。

それとか、規制の業種、事業者、そうしたものも、もっともっと明確にこの要綱の中に基準を具体的に入れていかれるといいと思うんです。今、次の、だから4条の2項になるんですか、次の各項に挙げる業種または事業者に係る広告は広告掲載ができないものとする。（1）として風俗営業とか、それとか（2）に貸金業とか、（3）に社会問題を起こしている事業者とか。（4）で終わってるのが、最後の部分はその他広告掲載をする業種または事業者として適当でないと認められるものと。もっと具体的にですね、規制業種を定めるというか、でないと非常に今後、こういう広告媒体、広告掲載をするにしても、各課で挙げてきたものを審査委員会、先ほど申されたように固定されていない人たちがいわば、委員会を構成するわけですよね、充て職ということで。ですから、何かこの、正しい

ルールというか、そうしたものがですね、必要じゃないかと思うんですね。

それで、今の第4条の5項にはデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は別に基準等を定めることができるものとするというふうにもうたってあるわけですから、こういったところをもっと、どなたが委員になられても、判断が、決裁が間違いなくおりるというふうにさせていただきたいなというふうに、私はこの要綱を読み読み、そのように今感じた次第であるわけでありませう。

それと、次に先ほど話が出ました市民便利帳、市制施行70周年事業として、平成19年4月に広告をつけて発行がされているわけで、広告を載せたその経緯と広告料の取り扱いについて、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、去年は市民便利帳、総務が担当いたしておりましたので、私の方から答えさせていただきます。

目的としましては先ほど申しましたように新たな財源の確保という観点から、理念からそういった検討はしておったわけでございます。そういった中で、まず70周年の記念事業として作成をする予定といたしておりました市民便利帳に掲載しようということになったわけでございます。

募集方法につきましては、広告の掲載基準あるいはその審査委員会等の規定について、市民便利帳広告掲載取扱要綱というのを去年の10月に定めまして、それ以降、その要綱に従いまして、広告業務取扱業者に委託をするとともに、市広報あるいは市のホームページ等へ募集広告をいたしました。

その後、広告に応札をされた方が4社ほどございまして、4社の方で指名競争入札をしていただいたということで、内容につきましては先ほど言いました審査委員会の中でこの広告の内容について審査をいたしたところでございます。なお、収入は43万500円ということで落札をいたしております。

掲載いたしました件数につきましては13件ぐらいの応募がありましたので、内容は審査いたしまして、中にはこれはどうかなというのがありましたので、訂正をしていただくなり、なんなりして、適正な形を整えたということでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 私は、市民便利帳の広告というのは、去年のこういった70周年事業で、こういった事業がされるということで、広告が掲載されるということは私もよく認識しておらんで、出ってみて初めて、あらっという感じを受けたわけですよ。そ

れで、こういう流れかなと思ひ、思ひ、先ほど、ここでも冒頭申しましたように、その後
にこの広告媒体、広告掲載についてですね、事業をしていくということで要綱が設置され
たと、それが7月なんですね。それで、8月1日からと。私はそのことにとって、非常に
整合性がないような気がしてならなかった、個人的にですよ。そうしたものが先にあって、
本来そういう広告媒体というか、またはその広告掲載ということがされていくものだと、
こういうふうに認識していたわけですが、先ほどの説明からすれば、そうした、類
似したものを立ち上げて、そこで業者を選んでいったという、経緯を今述べられましたけ
れど。

こういったことも急々だったものでね、これは要するに先ほど執行部の判断でというこ
とで、行革のランクも上がり、こういった取り組みが今後されていくんでしょけど。

最後ですけど、いわば市の資産を媒体として、広告事業ということでこれから力を入れ
ていかれると思うんですが、力の入れぐあい、程度によってそれなりの、いわば収益とい
うのは上がってくるわけでありまして、私はそれはそれでよしとしているわけですが、
しかし先ほど申しましたようにですね、やはり詳細にわたるトラブルがないように、
どなたでも、委員の方でも、担当者が判断できるルールというものは必要ではないかとい
うことを早急に裏付ける、そうしたガイドラインというんですかね、そういうものは作成
していくべきかなというふうに思います。

この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は消防行政について。消防長。

消防長（松永 政己君） それでは私の方から消防行政につきまして、119番通報を
受信した位置がわかる発信地表示システムにAEDの設置所在地を入力したシステムの導
入についての御質問にお答えいたします。

消防本部におきましては、平成15年の新庁舎供用開始に合わせまして導入しました消
防緊急通信指令施設にNTTの固定電話から119番通報された場合、地図上に位置を反
映させる発信地表示システムを整備しております。

この発信地表示システムには市内の建物、道路、水利等のデータを中心に、消防活動、
救急活動に必要な支援情報を随時、職員が追加入力しております。119番通報受報時か
ら、これらの情報を有効に活用し、消防活動の支援としていただいております。

AEDは現在、小学校、中学校、公民館をはじめ、ほとんどの市の公共施設81カ所に
設置いたしており、これに県の施設及び民間事業所を含めると、92カ所に設置されて
おります。これらの情報は既に発信地表示システムに入力しておりますので、119番を
受報した際にAEDの使用が必要と判断される場合は、設置場所の情報提供を行うととも

に、救急隊が現場到着するまでの間、通報者が有効適切な応急処置を行えるよう、救急隊員の資格を持った職員が応急処置に関する口頭指導を行っております。

続きまして、AEDの周知についてお答えいたします。市民に対してAED設置施設の一覧につきましては、市広報、ホームページに掲載したいと考えております。

AEDの使用方法につきましては、チラシの配布による広報では不十分でありますので、講習を受講するように市広報等で周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

また、AED設置施設である旨の看板等の設置につきましては、AEDを設置した施設の玄関等にシールを張り、市民にわかりやすくしていますが、さらに周知するために表示を大きくしたいと考えております。現在、このような大きさでシールを張っております。それで、その場所にふさわしい大きさにしたいと思っておりますので、まあ、順次その場所に合わせた大きさにしたいと思っております。一番大きいのはこのA3で、こういう格好になるかと思っておりますけど、こういったものを設置したいと思っております。

続きまして、小児用電極パッドの配備についてお答えいたします。平成19年7月に、市において新たに設置いたしました66カ所につきましては、先ほど保育所についてはどうかと御質問がありましたが、66カ所の中にこの、保育所の5カ所が入っておりまして、これ、66カ所につきましては全て小児用電極パッドが備えつけられていますが、これ以前に設置いたしました15カ所につきましては、小児用電極パッドがないものもございますので、この小児用電極パッドがない市の施設には小児用電極パッドを整備していくこととしておりますとともに、県の施設及び民間事業所のAED設置施設につきましても、小児用電極パッドの整備を要請していく所存でございます。

なお、小児用電極パッドがない場合の対応につきましては、日本版救急蘇生ガイドラインでは1歳から8歳未満の小児に対しても成人用電極パッドを代用することが可能であると示されておりますので、つけ加えさせていただきます。

続きましてAED設置施設の関係者の普通救命講習の受講状況についてお答えいたします。小・中学校の教職員等の普通救命講習の受講者は平成18年には50名でしたが、本年に入り、8月までの間に全教職員770名中378名の方が受講しておられます。

また、他の設置施設関係者の普通救命講習受講状況につきましては、平成18年に406名、本年1月から8月までに178名の方が受講されておられます。また、一般市民の受講状況につきましては、平成18年は1,613名の方が受講されました。本年1月から8月までには828名の方が受講されておられます。特に市関係施設にAEDを設置いたしました7月以降、普通救命講習の受講者が急増している状況でございます。

次に、普通救命講習の取り組みについて、お答えいたします。普通救命講習につきましては一般市民を対象に1月を除き、毎月第1日曜日の午後、3時間の講習会を開催しております。この講習会につきましては、市広報及びホームページにより受講者の募集を行っております。また、事業所等につきましては随時受け付けを行い、救急救命士などの資格を持った職員が事業所へ出向いて講習会を開催しております。

次に、AEDの使用にあっては、心肺停止状態の方に対して迅速な除細動が原則であり、分単位の時間経過により救命のチャンスを逃してしまいます。本市において市民がAEDを使用して救命した事案は現在までございませんが、県内では昨年7月山口市で突然意識の消失状態になられた女性に対し、また、本年8月萩市で突然心肺停止状態になられた男性に対し、それぞれAEDを用いて救命活動が行われ、救命された事案がございました。

このように、市民の生命及び財産を確保する上で市民によるAEDを使用した救命活動が重要になりますことから、今後も引き続き講習会を開催し、広く市民に普及させ、既に受講された市民の再講習を含め、更なる救命率の向上に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 9月8日の新聞にですね、9月7日総務省消防庁が公表した調査結果が出ておりました。これは一般市民がAEDで救急処置を行ったということで、それにおいて1カ月後の生存率がAEDを使わなかった場合と一般市民がAEDを使って対応した場合、1カ月後の生存率に、使わなかった場合と約4倍の生存率が調査結果でわかったということで、当然消防長の方にはこういった情報が届いておろうかとは思いますが。

それで1点、先にお伺いしますが、先ほど、あの、すばらしいことで、発信地表示システムに92カ所のAEDの設置場所がぱっと出てくるというシステムをつくっておられると、これすごいことだと私、評価したいと思えますけど。しかし、今、携帯電話というのが普及してますよね。そうした普及している携帯電話から緊急通報というのが入ってきますよね。それへの対応というのはこのシステム上、どうなんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 携帯電話からの119番通報につきましては、この発信地表示システムに反映することはできません。ですから、通信員がその周囲の場所等をよく把握して、特定するという方法に今は、そういうことで頼っておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番(山下 和明君) 今、現状はそうでしょうけど、今後、そういう通報、携帯電話からの通報ということは、比率的には多くなってくると思うんですよ。要するに、家の備えつけの電話というのは少なくなっているわけでありまして、もう携帯電話の方が、要するに家の電話がなくても、若い方は携帯で、したいというのが多いわけですので、できればそういうシステムを開発願いたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2点目に、AEDの設置場所の周知ということで、先ほど消防長にこのシール、見せていただきましたけれど、ここ最近そのシールを張っておられる、以前はそのシールもなかったですね。だからそこに、施設にAEDがあるのやらないのやら、庁舎でも張ってなかったですね、入って受付のところに行かないとわからないという状態でしたんで、人目につくところに、大きくシール、看板を設置願いたいなと。

それと、多くの方はまだまだAEDという言葉すら、余りピンとこない方も多いと思うんですね。それで、「AEDってなんですか」と、「こうこうこうで、電気ショックいね」と言ったら、「ああ、あれか」というふうにわかるんですね。自動体外式除細動器って難しく言ってもですね、わからないんですよ。

ということで、もっとAEDという、その意味を、用語っていうんですか、それもやはり周知していく必要もあるんじゃないかなということで、周知については前向きな検討をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、小児用電極パッドは66カ所、5カ所の保育所には設置完了をしているということで。

次に4点目ですけれども、普通救命講習についてであります、市長さん、教育長さん、先ほど学校関係者、かなりの数字で、半数の方が講習なり、そういう受講というんですか、をしておられるということで、普通救命講習の受講の必要性についてどう認識しておられるのか、市長さん、また教育長さん、お伺いしたいんですけど。市長と教育長。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) まずこのAEDは、県下で抜きん出た状態で設置されているというふうに私は理解をいたしております。私個人は3年前に講習を受けまして、財布の中にこのぐらいの免許証みたいな形のものでございますけども、常に入れて携帯をいたしております。それから、これも、折々に講習を復習しないと、1回受けただけではちょっと、いざというときにじゃあすぐ、何の躊躇もなく使えるかということになりますと、「ん、ちょっと待てよ」という、このちょっと待てよが5分であるのか、10分であるのかによって随分違ってくると思いますので、機会あるごとに、私はつい先日もまた別な形で、講

習というわけではありませんが、おさらいもしたわけであります。

そして市の職員も順次、そういう形で講習を受けていっているというふうに聞いておりますので、近い将来全職員がそのような講習を既に受けたという状態、あるいはこういう認定証も発行して携帯できるような形にしていく必要があると、このように感じているところであります。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員、御指摘いただきましたことにつきまして、まず、私自身がまだ講習を受けておりませんので、できましたらこの年度の中の早い時期に講習を受けたいと思っています。市役所のこのAEDを見るたびに自分是对応できないなということの思いながら、いつ受けようかなと思ったのが現状でございます。

それから、教職員も約半数でございますが、1分という時間を争う事態は学校の中でも頻繁に起こりますし、あるいはいろんな行事の中でも起こってまいりますので、全教職員がこの講習を受けて、すぐ、そこに近い者が対応できるという体制に持っていくように、学校長さんへのお願いあるいは、いろんな指示をしてみたいと思っています。

できるだけ早く全教職員がこの認定講習を受けまして、すぐ対応できるように対応させていただきたいと思っています。まず、私自身が早急に講習を受けることをお誓い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 市長また教育長の言われるとおりだと思います。上のリーダーから率先して、ここにおられる執行部の方々、またそれが全庁舎の方々の、職員の方々の講習にもつながってきますし、またそういう方々が地域で、また身近な場所でこのAEDの普及啓発に努力されることが私はいいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

最後に1点、これも市長さん、また、これは消防長さんにお伺いしたいんですが、今後の取り組みということで、心肺停止状態に置かれるということは、いわば一刻を争う事態なわけでありまして、そうした状態というのはいつ何どき起こるかわからないわけでありまして、しかし近くに、この施設にAEDがあるとわかっている、そのAED、設置されている施設というのは24時間体制じゃないわけですね。たとえばそうした心肺停止状態で家族の方が近くの小学校にある、ここの近くの施設にあるといっても、深夜、当然24時間体制じゃありませんので、無人になれば施錠というものがされているわけでありまして、そうした場合、事態が想定されると思うんですね。その時の対応、どうすればいいのかと。なかなか難しい課題とは思いますが、市長さん、消防長さん、どう判断した

らよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は専門家ではございませんので、ばかなことと思われるかもわかりませんが、救急救命隊はすべてその辺のところは熟知しておられます。また、電話通報した段階で救急車が来るまでの間にこういうことをおやりなさい、こういうことをおやりなさいということ素人にもわかりやすく、受話器から、電話口から、あるいは携帯から、何であれ、救急車が来るまでの6分30秒、平均ですけども、それまでの間、指導し続けているようでございます。そして救急車がそこへ飛び込んでいくと。だからその間、家にはAEDはないわけですから、心臓マッサージあるいは呼吸が通りやすいような姿勢に保たせるとか、そういう指導を電話口から全部してくれておりますので、議員ご懸念の点は、私はそういう対応の中でクリアできることではないか、またしていくように努めなければならないのではないかと、私は考えております。

何かありましたら、消防長、言ってください。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 今、市長さん、申されたようなことは、空白の6分間に、救急車が着くまでの、受報から救急車が着くまでの空白の6分30秒の間に現場に居合わせた人、バイスタンダーといいます、この人ができる行為であります。その人の行為によって、患者さんが、救命率が上がるか下がるか、一番問題になっていきます。

で、そのような場所で、たとえば夜間休日等において、そういうAEDが設置されておるところで夜間休日等におきまして施錠がされておるといような施設におきましては、今現在のところ、そういう対策は講じておりませんが、今後はいたずら、盗難防止等などの維持管理、それから設置場所について施設の管理者等と今後、協議・検討を行う必要はあると思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 例えば、陸上競技場にはAEDが設置されているということは認識しておられる方が、そこで競技場の休館日にたまたまそのスポーツセンター、隣の多目的運動広場でサッカーの練習をしていた。それで心肺停止状態になったといったときに、隣の施設にAEDがあると、それは命を優先したいという、周りの者が。そうしたときに施錠がしてある。中には1枚のガラスを割ることが、しかしセキュリティーの問題もあるし、どうなのかなという。1枚のガラスであれば弁償はできますけれども、人命というものはその比較にならないわけでありまして、そうしたとき、私はすごく悩むわけです。

よね。これだけA E Dがどんどん民間、また公共施設にも普及はしてくるものの、じゃあそうした状態というのはそんなに、心肺停止状態がいつもなるわけじゃありませんもんで、先般も、ちょっと何県か忘れましたが、救急な妊婦の方が3時間以上救急で、こうね、回されて流産ということも、そういう医療事故というんですか、ようわかりませんが、そういうこともあるわけでありまして、そうした対応も今後検討していかなければいけない事柄ではないのかなというふうに感じております。

以上で私の質問を終了いたします。

議長（行重 延昭君） 以上で23番、山下議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は17番、藤野議員。

〔17番 藤野 文彦君 登壇〕

17番（藤野 文彦君） 藤野文彦でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

国は2006年7月に歳出入一体改革案を盛り込んだ骨太の方針をまとめ、国と地方を合わせた基礎的財政収支、プライマリーバランスを2011年度に黒字にすることを目標に掲げております。骨太の方針の考えは、経済の成長で税収の増加を促しつつ、むだな歳出を抑える歳出削減を徹底し、どこまで実現できるか、例えば最大の歳出項目であります社会保障費については年金、介護、医療と、年々増加の傾向にあります。また公共事業も削減目標を示しておりますが、「景気の状態を見て柔軟に対応するねらい」としており、歳出削減は決して簡単ではございません。

防府市においても同様に、歳入では国からの交付金・交付税等の減少、歳出では社会保障費等の増加により、非常に苦しい財政状況下にございまして、毎年の予算編成時には多くの基金を取り崩して、帳じりを合わせているのが現状ではないでしょうか。

先般発表の2011年までの中期財政見通しでは、「今年度から5カ年で53億6,000万円の財源不足額となり、経費削減を各課へ通達」と、新聞紙上に載っております。こうした中、住民一人ひとりが豊かさゆとりを実感できる、魅力ある地域社会の形成を図るための財源捻出のため、防府市ではいち早く行政改革に取り組んでおります。

第3次行政改革後期計画では、2004年度（平成16年度）を基準にした行政改革の効果額を業務の効率化で1億2,189万円、適正な組織・人事管理の構築で3億5,857万円、給与体系の適正化で2,516万円、健全な財政運営で2億7,189万円の合計で約7億7,753万円と、2006年度、平成18年度であります。決算額が報告されております。人件費、物件費、補助費等、行政改革で大きく削減

することについて、非常に厳しく、限界に来ており、今後は細かいところにも目を向けて取り組んでいってほしいと思っております。

以前、同僚議員が申し上げておりましたが、今後は入りの増収も検討すべきではないでしょうか。現在、長年の懸案事項ありました市の中心部の塩漬けの公有地の処分の件も現在3カ所公募中でございます。防府駅みなとぐち広場用地と、市街地再開発事業用地、西区の2カ所については条件付一般競争入札で、去る8月28日に落札されたところであります。

このように、いろいろな方策、方針を立てられ、行財政の健全化に努められておられることは評価いたしております。

そこで、行政改革の面からも取り組むべき案件と思い、お伺いいたします。防府駅北側でございます旧防府商工会議所跡地の契約及び利用計画の件でございます。1960年（昭和35年）に防府駅北側に鉄筋コンクリート4階建ての、当時とすればすばらしい防府商工会館が建設され、防府市の商工業の発展の核として、その役割を十分果たしてまいりましたが、1989年（平成元年）であります、八王子二丁目の旧山口県立中央病院跡地に山口防府地域工芸地場産業振興センターと合併建設され、新会館として発足、約30年間の防府駅北側での活動の歴史を終えております。

そこでお尋ねいたします。まず最初に1960年昭和35年に防府市所有の土地の上に商工会議所が商工会館を建設し、結んだ市有地賃貸借契約書には契約期間は30年間とするとなっておりますが、1990年（平成2年）にその更新時期が来ていますが、新しい事務所は八王子二丁目に移転し、その用途が廃止されておりますが、なぜ更新されたのか、その理由をお聞きしたいと思います。また、更新期間についても何年更新か、お伺いいたします。

2点目は、旧商工会議所跡地の利用計画についてお伺いします。旧商工会議所跡地については、以前先輩議員が質問いたしており、当時の答弁として、旧国鉄官舎跡地と一体利用で考えていきたいと言っておられましたが、今回の3カ所の公有地の処分には旧商工会議所跡地は含まれておりませんでした。なぜ考えが変わったのか、その理由をお伺いします。

また、旧商工会議所跡地の利用計画案がありましたら、あわせてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

執行部におかれましては、行政改革の案件として取り上げていただき、明快な御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 旧商工会議所跡地問題についての御質問にお答えいたします。まず、旧防府商工会議所跡地市有地の返還についてでございますが、本用地につきましては、昭和35年に旧商工会議所が当地に建設されるに当たり、市と防府商工会議所との間で市有地賃貸借契約が締結されたものでございます。

その契約期間は30年間で、期間満了の際は、双方いずれかより解約の申し出がない限り、従前と同じ条件で自動的に更新されるということが規定されております。そのため、平成2年7月の時点で当初の契約期間30年が満了となっていたわけでございますが、当時は商工会議所も八王子の新しい事務所へ移転したばかりでありまして、商工会議所において、旧商工会館をまだ利用されていた状況もございます。また、市としましては、跡地の利用計画がはっきりしておりませんでしたので、本契約を継続してきた次第であります。なお、更新後の契約期間につきましては原契約期間と同じ、すなわち30年間となります。

次に、旧商工会議所跡地利用計画についての御質問にお答えをいたします。旧商工会議所の跡地利用につきましては、当時においては旧国鉄官舎跡地を一体とし、県レベルの施設を誘致しようとする動きもありましたので、一体的利用として考えられていたものでございます。しかし、希望する施設の誘致も実現できず、その後の利用計画も思うに任せない状態が続いてまいりました。

そして、現在鋭意推進しております行政改革の中で、遊休資産の処分も進めていくこととなり、売却に当たって一昨年、市議会にも御説明いたしておりますが、鉄道高架事業をはじめ、市街地再開発事業、南北の区画整理事業など、計画的に進めてまいりました結果、中心市街地には新たな都市空間も形成されつつあり、これまでの都市基盤整備の効果をさらに高め、にぎわいのある市街地を形成するため、今後は民間活力を導入していこうということで、旧国鉄官舎跡地につきましても売却をすることになったものでございます。

また、今後の跡地利用につきましては、旧商工会議所の建物も老朽化が進んでおりますので、安全・安心の観点からも、解体して用地の返還について商工会議所と協議してまいりたいと考えております。しかしながら現状では、その旧商工会議所会館には商業者の方も入居され、事業も継続されておられる状況もありますので、慎重に対応してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 御回答ありがとうございました。ただいま市長の答弁によりますと、昭和35年、先ほど私、申し上げましたけど、防府商工会議所との間で締結した

市有地の賃貸借契約には30年となっております。期間満了の際は、双方いずれかの解約の申し出がない限り、従前と同じ条件で自動的に更新される規定になっていると申されましたけれど、借地借家法第4条、借地権の更新後の期間に、当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年とすると。第5条、借地契約の更新請求等に、借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求したときは、建物がある場合に限り、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、借地権設定者が異議を述べたときは、この限りでないというふうになっております。が、なぜこの30年も過ぎたときにですね、また30年の更新をされたのか、再度お伺いしたいと思います。

2点目は、契約内容の原状有姿のままというふうになっておりますが、30年を更新して、その当時からすれば60年もたつわけでございますけれど、その建物を解体もせずですね、そのまま返還を、契約をするのになぜ変更されなかったのか。

以上2点、再度またお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） おっしゃるように昭和35年に市有地賃貸借契約を商工会議所と結びまして、平成2年7月に30年の契約期間が満了したわけでございますけれど、この契約では平成2年の時点で双方いずれかの申し出がない場合、同じ条項により、自動的に30年間更新されるということになっております。

市が公用または公共用のために使用する場合において、これは契約を変更することができたわけでございますけれど、当時旧商工会議所の利用計画がまだはっきりしていなかったと、まだ建物の耐久性もあって、商工会館としては優に供していけると、まあ判断していたこともございます。商工会議所の方もですね、新しい事務所に移転したばかりで、会議や夏祭り、あの駅の周辺のいろんな諸行事に活用していきたいと、強い要望がありまして、契約期間、さらに更新したわけでございますが、双方のその辺の事情が相まって、30年間の継続に、さらに継続をしたということでございます。

それと、契約には原状有姿で、市が必要とする場合は商工会議所としては建物を原状有姿で返すということに、契約、なっております。それでお互いに疑義があれば協議をすることになるかと思っておりますけれど、契約上は有姿のままということで、返還ということになっておるんですが、先ほど議員さん、借地借家法のことをおっしゃいましたけれど、契約では現状のまま返還することが明記されておりますので、更地での返還は困難ではなからうかと今、思っておるんですが、ただ当時から47年既に経過しております。当時と社会情勢も随分変わってきておりますので、民法上、借地借家法上からもまた私どもの方も

いろいろ検討いたしまして、今おっしゃったことを検討させていただいて、この契約の効力を検証して、なるべく市の財政負担にならないような方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） では商工会議所の方としても、その辺の行事等の関係にも使いたいというふうに今、申されましたけれど、それじゃあですね、どのような使い方をされてるんか、ちょっと聞かせていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 商工会議所の方はですね、3階の部分でございますが、商店街の、商工会議所の青年部がまだ使ってらっしゃいます。それと、商店街の樽太鼓ですが、夏祭りのときに樽太鼓の練習をされますし、商店街のいろいろな諸行事のときにこの辺の、まだ利用をされていらっしゃいます。

それと、今、9月いっぱいでございますが、市の第三セクターでございます地域振興株式会社、これが今、ここで利用させていただいております。市の方もお世話になっているところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 商工会議所の青年部あるいは夏祭りの太鼓の練習というふうに今おっしゃいましたけれど、夏祭りの太鼓、これ、練習は私は年がら年じゅうされているのではないというふうに思いますけれど。商工会議所はそれとですね、ちょっと質問変えますけれど、平成2年ごろに防府市の都市開発部の駅北開発室が入所されておりました。そのときの状況でございますけれど、既にクーラー等もなく、窓枠は腐っておりまして、事務所としてはよい状況ではなかったというふうに聞いております。

その建物を30年もですね、また更新して60年間使用した建物をそのまま返還することが本当に行政にとってよいことなのか、疑問に思えてなりません。防府市が土地を貸していた三田尻のですね、防府労働基準監督署は平成2年に、そして松原の県営住宅は平成16年に、その用途が終わり次第、解体をして、更地で防府市に返還していると私、思っているんですけど、こうしたことで再度ですね、返還してなぜできんのかですね、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 現在の契約がそうなおるわけでございますが、しかし

冒頭、市長の答弁でありましたように、老朽化した建物の現状を考えますと、安全・安心の観点からですね、早急にこの辺の、前向きに契約の解除ということについては対応してまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 安心・安全の観点から早急にというふうに、今、先ほど壇上からもありましたけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは質問を変えます。次に旧商工会議所の貸付料についてお伺ひします。

昭和35年当初の貸付料は7万9,120円となっておりますが、現在は幾らなのか。またその算式をお伺ひしたいと思ひます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 貸付料は年額で188万9,152円でございます。算定方法は、普通財産でございますので、課税評価額の1000分の40で試算いたしております。そして、公共的な減額につきましても、これに対して100分の40の公共減額をいたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 今、貸付料について1000分の40、そして公共的減額もしているということで、188万9,000何がしというふうに今、答弁があったわけでございますけれど、平成元年に八王子に商工会議所の事務所は移転をしております、なぜその所を公共的減額されなければならないのか、いま一度御説明をお願ひしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） もう商工会議所が移転をしております、旧商工会議所跡地の貸付料を減額、なぜされなければならないのかというふうに、今、私は質問しているわけです。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 先ほど私、答弁で申しましたように、あの当時、今もですけど、3階部分は商工会議所の会議やら、いろんな諸行事に使われておりましたし、今も使われておりますし、それとあの当時は市街地再開発事業で都市整備部、それから商工観光課とか、まあそういった部課も入居しております、公用で利用してあるということで減額させていただいております。特に商工会議所の場合は、商工振興を目的とした団体でございますので、その辺の公共減額について、やっておりますのでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 市役所の職員が入っておったということでありまして、駅北開発もほぼ終了した時点であそこは撤去されております。そうしたことで、私はですね、商工会議所が新しい事務所ができて八王子に移転するときに、新しい建物に対しても市は、建物に対して25か35%か、何ほか補助をされているというふうに思っておりますけれども、そうするとですね、二重な補助をされているんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この点についてお伺いをいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど来から財務部長、るる答弁いたしておることと重なる点もあるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

まず、商工会議所さんが八王子に新しい会館を建てられたと、そこはそこで市の方としてできる限りの助成もさせていただいているわけでもございます。と同時に、その中にはデザインプラザ等々の市の関係するところの機関も入居しているわけでもございます。

それから、商工会議所の本体がありました旧商工会館につきましては、議員の方がよく御承知かと思っておりますけれども、都市整備部が長らく、あの階に入っておりましたし、またつい最近までは商工観光課もあの中に入っていた時期があるわけでもあります。2階部分であったと、私は思っておりますけれども、私が市長に就任した当時はたしか、記憶が間違いなければ都市整備部が入っておりましたし、それからその後に商工観光課が入っておったような気が、自分なりにはしております。従ってそういう公共目的あるいはまさしく市の機関が入っているわけでもありますので、その旧会館に公共減額というものをしていくことは至極当然のことではなかろうかと。

それから、つい最近におきまして、再開発組合さんの総会、あるいは理事会等々、私も呼ばれたりして、そこで昼間会議が行われてきたことも現実のことでもございます。区画整理事業ですね、今の前段の会議は。それから再開発事業が組合施行で立ち上がってまいりましたが、市が駐車場等々を所有していく上での商業振興株式会社なるものが、先ほど部長答弁でもありましたが、ことしの9月までこれが入居していることになっているわけでありまして、まさしくそういう意味からいきますと、そろそろ公共減額ということについての見直しの協議に入る、ちょうどいいタイミングはタイミングであろうと、こういうふうに感じているところでございます。

ただ、あの会館には現在も、御存じのとおり、賃貸の中で別な民間業者が入居して、事業を進めておられます、しておられます。そういうことになりましたと、一方的に立ち退き

を求めていくとなりますと、営業補償その他、いろんな事柄がまた関係してくるのではないかと、私は専門家ではありませんので、よくは、詳しくはわかりませんが、そういうこともありますので、慎重にその辺については協議に入らなければならないのではないかと、いうことを先ほど来から、私の壇上の答弁あるいは財務部長の自席からの答弁で御説明をしたところでございますので、ちょうどいい時期に来ておることは間違いのないわけでございますので、私といたしましても見直しの協議に早速、商工会議所さん、御当局と入りたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） そのことを私も後ほど市長にお尋ねしようかなと思ったら、市長が先に答弁されましたんで、ちょっと時間的なことも大分狂ってきたわけでございますけれど。行政改革が進められている中で、見直しの時期に来ているということが今市長から述べられました。その見直しの時期を差し支えなければ、いつごろされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 協議自体はもう早速入りたいと思います、相手様とのですね。ただ、それがきちっとお互いが了解点に達していける状態になるかならないかについては、私、定かではないと、このように感じておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） はい、それじゃあ今の貸付料については、ぜひとも早急に見直しをお願いしたいと思います。

それでは続きましてですね、2点目の旧国鉄官舎跡地の有効活用について、お伺いをしたいと思います。今回3カ所の遊休地の処分がありましたが、まず駅前のサティ西側と駅北側の労働金庫の南の再開発用地の2カ所については買い手が決まっておりますが、旧国鉄官舎跡地は買い手が不調に終わっております。今後は旧国鉄官舎跡地と、旧商工会館跡地をあわせて、どのように開発した方がいいのか、十分協議をしていただきたいと思いません。

先ほどの答弁にございましたように、以前県レベルの施設、これはたしか県の産業会館だったような気が、私いたしておりますけれど、その誘致を考えていたというふうなことだろうと思っておりますけれど、いずれにいたしましても駅前の一等地の上に、まとまった土地でもあります。旧国鉄官舎跡地、これは4,147平米強でございます。そして旧商工会議所跡地、昔の契約で坪数でありましたけれど、842.7平米強あるというふうに、土地

の広さがあります。そうしたことで、全体のですね、利用計画を再度立て、見直してはいかがでしょうか。

また、旧商工会議所の返還については現状では、今、先ほど商業者の方が入居されて云々というふうに言われましたけれど、35年に結んだ市有地賃貸借契約書第5条に、借受物件は末尾記載の用途以外に使用してはならないこととなっており、というふうになっております。この点についてはいかがなものか。どうしてもですね、だめだというふうなことになれば、市は建物も返していただいて、新たに市と入居者と契約を結べばよろしいんではないかと思えますけれど、その辺、あわせて一言お願いしたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 官舎跡地の利用計画にあわせて、商工会議所跡地の、この返の一体利用とかいう、そういった御質問でございますけれど、これについては今、先ほど議員さんの方から冒頭ございましたように、この8月28日にみなとぐちの公社の用地と、それと市街地再開発用地の西区につきましては、8月28日に何とか落札いたしました。しかし、官舎跡地についてはそのままということで、落札できませんでした。現在これについて、私どもこの3つの用地をそれぞれ売却するに当たって、それぞれ、たとえば広島市とか、広島県とか、山口県とか、金融機関あるいは商工会議所、それぞれの商工会議所、いろいろなところを広報活動をやってまいりました。そしてなんとか二者についてはこの、売却にこぎつけたんですけれど、官舎跡地についてはまだこぎつけていないということで、この辺の、なぜ売れなかったかという理由でございますが、この辺の検証、これをまずやってみなくちゃいけないと。そして、この検証ができた暁には、我々は財務部としては、再度もう一度売却についてチャレンジしてみたいと、こういう考え方を持っております。

そういったことで、一時も早くそういったことを立ち上げてやっていきたいとは、思っておるわけでございます。まあ、そういった状況でございます。

それと、入居、2番目の質問なんですけど……。

議長（行重 延昭君） 藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 入居者がおられるからどうかこうとか言われるんならですね、そのまま返してもらって、入居者と市と再度契約されたらどうでしょうかというふうに言ったわけです。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 入居者につきましてはですね、これはあそこの建物が商工会議所の所有の建物と、水産会館の建物、2つに分かれておりまして、今入居していらっ

しゃる喫茶店とクレジット会社につきましては、これは水産会館の方の建物でございます。ですから、これについては今ございましたことにつきましては、商工会議所を通じて県漁連、この辺等に当たりまして、その辺の対応はしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 何か平行線のようにございますけれど、いずれにいたしましても先ほど申しましたように、旧国鉄官舎跡地が4,000平米強、そして商工会議所跡地が842平米ですか、合わせて約5,000平米の土地がございますので、先ほど来からありますように、民間活力を利用したにぎわいのまちができるようにですね、ぜひとも計画をお願い申し上げまして、ちょっと時間、早くなりましたけれど、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（行重 延昭君） 以上で17番、藤野議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は18番、高砂議員。

〔18番 高砂 朋子君 登壇〕

18番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひをいたします。

まず1項目目、道路行政について。1点目、交通安全施設の整備・管理についてお尋ねいたします。国土交通省は、身近な存在でありながら普段余り意識することのない道路について、広くその役割と重要性を再認識していただくとうと、毎年8月を道路ふれあい月間と定め、道路利用者の視点に立った運動を実施しております。

その一環として、今年度も推薦標語が募集され、入選作が発表されております。目にとまりましたのが、「いい道路、町に人呼ぶ、活気呼ぶ」。もう1点御紹介申し上げますと、「この道は次の世代も通る道」という作品でございました。昨日も萩往還のお話がありましたけれども、まさしく人とまちと未来を結ぶのが道路であると思ひます。

私は議員という立場をいただくまでは道路も身近でありながら、余り意識していなかった者の一人でございました。市民の皆様から道路行政に関するさまざまな御要望や御相談をいただくようになりまして、私自身も市内移動中に気づくことも多くなりました。その現状をお伝えしながら執行部に整備をお願いしてまいりました。市民の皆様の御要望にこたえていただき、その御尽力に感謝申し上げます。

今後、さらに市民の皆様の安心・安全な暮らしと環境をつくりゆくために、交通安全施設の整備及び管理は大変重要な施策であると思ひております。交通安全施設にはガードレ

ール、ガードフェンス、ガードパイプなどの防護柵、またデリネーターと呼ばれる視線誘導線、道路反射鏡そして道路点滅鋏や道路縁石鋏、道路標識や道路照明灯などがありますが、今回は特に路面標示の整備・管理についてお尋ねをいたします。

路面標示は形状からいえば、いくつかの単純な線、図形及び文字、数字でつくられており、かなりの種類がございます。これらは道路法及び道路交通法に基づいて設置されているもので、重要な交通制御施設の一つとして交通の流れを整え、規制、警戒、案内、指示等の情報をドライバー等に適切に伝えるとともに、道路を利用するすべての人々の安全と円滑を図る上で有効な手段です。

また、設置者区分からいえば、市や県の道路管理者が整備するものと、県公安委員会が交通規制のために整備するものがあります。

これほど重要な役割を持つ路面標示ですが、この意識で改めて市内を回ってみますと、白線等が消えそうになっている箇所、全く消えている箇所が大変多いことに気づきます。一例ですが、防府駅前の比較的広い市道において車道の中央線も外側線も全く消えており、特にカーブになっている箇所は車の往来に危険を伴う状況でございました。早速整備をお願いいたしまして改善されたという経緯もございます。恐らく真っ白な線が引かれたことは当たり前過ぎて気づかない人も多いかもしれません。されどその役割は大変重要であることを認識すべきではないでしょうか。

また、白線が消えているために優先道路がはっきりしない箇所もありました。恐らく地元の方はなじみの道路ということでおわかりになってらっしゃると思いますが、道路は誰が通っても安全に通行できることが大前提でございます。さらに、雨天時や夜の走行ともなると、白線などの標示がはっきりしない箇所は大変危険であることを認識いたしました。

各校区の主な通学のカラー舗装化を進めていただくことになり、大変感謝しておりますが、交通弱者の方たちが安心して歩行できるエリアの確保のためにも路面標示は大変重要な施策であると思います。そこで具体的にお尋ねいたします。

防府市の管理する道路延長が646キロに上ると聞いております。降雨などの気象の影響を直接受けながら、多くの交通車両の往来で路面表示も磨耗し、消えてしまうことも十分考えられるわけですが、限られた道路維持管理予算の中でこれまでどのような体制で整備されてきたのでしょうか。年次計画は立てられているのでしょうか。また、白線切れが何年も放置されている箇所があるように思われますが、その点についてはどのように対処していかれるのでしょうか。お聞かせください。

2点目、道路パトロールの実施について。安全で快適な道路環境づくりを目指しての第

1段階として、道路の陥没、さまざまな交通安全施設の破損や不備、危険箇所の発生、街路樹のことに至るまで、さまざまな情報収集のための道路パトロールが重要になるのではないのでしょうか。我が市においては現在情報収集策も含め、どのような体制でパトロールをされているのか、まずお聞かせください。

前述いたしましたように、私も意識して回って初めて気づくことがたくさんありました。しかしながら、私の得た情報は総延長からすればごく一部に過ぎません。ならば意識して回る方々を増やすことはできないのか、と思うわけでございます。

そこでお尋ねをいたします。道路課に専門の道路パトロール員を配備してはいかがでしょうか。今、団塊世代の活力を地域の活性化に活かそうとさまざまな試みが始まっています。私はこの方々のすばらしいエネルギーを安心安全なまちづくりに生かしていただけないだろうかと思っております。

また、道路パトロールボランティアを広く市民の皆様から募集し、日常生活の中で気づいた道路のさまざまな情報提供をしていただき、道路のよりよい環境づくりに協力していただくという方法もございます。的確な情報収集とその整理、計画性を持った対応が行政の根幹であるはずで、その体制づくりのためにぜひとも前向きに御検討していただきたいと思っております。市当局のお考えをお聞かせください。

2項目目、防府市の水について。最初に、ここに置かれております「淡如水」の製造の目的とPRについて。私たち、ふるさと防府の水は佐波川の水が地下にしみ込んで伏流水になったものを汲み上げて水源としている大変おいしい飲料水とされております。おいしい水であるとともに、量も豊富なため、浄水場がないことも誇れることだと言えます。ただし、水という資源も無限ではありませんので、これから未来に向けて水の大切さを理解し、ふるさとの水があることへの感謝の気持ちを子どもたちにも伝えていく必要があると思ひ、今回のテーマを選ばせていただいた次第です。

昨年の9月、防府市水道局は市制施行70周年と水道給水開始55周年の記念事業の一環として、佐波川の伏流水を原水としたボトルウォーター「淡如水」を製造いたしました。皆様も御存じかとは思いますが、「淡如水」、淡きこと水の如しの命名の由来は、防府市にゆかりの深い種田山頭火が水のような句を多くつくろうと願ひ、淡如水、それが私の境涯と述べていることによります。

ボトルのラベルにも、「ふるさとの水をのみ、水をあび」また、「ふるさとの水だ、腹いっぱい」との句が印刷されております。最近、議場の市長席、議長席、壇上席にも置かれるようになったり、市長さんを囲んでの車座トークの会場で配られたり、また市庁舎4号館の自動販売機にも設置されているのを私も見かけました。

せっかく企画されたふるさとの水のボトルウォーターにもっと光を当て、市内外の皆様に十分知っていただきたいとの思いから、既に発表されていることも含め、改めて質問をさせていただきます。

まず1点目、「淡如水」の製造の目的をお聞かせください。2点目、昨年の発表時には5,000本製造とありましたが、1年を経過し、今までの利用状況と現在の取り組み状況をお聞かせください。

最後にふるさとのおいしい水を知っていただくためにも、「淡如水」のさらなるPRの必要性があると思いますが、今後の取り扱いの方向性、生産計画等も含め、当局のお考えをお聞かせください。

次に、安心・安全な飲料水を小・中学校の児童生徒に冷水機の設置で提供してはどうかという質問項目に移ります。

今年8月、国内2カ所で40.9度を記録し、最高気温が74年ぶりに更新されたというニュースが世間を騒がせました。そもそも74年前の山形市での記録が更新されたわけですが、非常に特殊な場所で、特殊な状況下で起きたものとされており、今年の記録は2カ所同時ということで、特殊な状況が実際に起きてしまったということになります。加速する地球温暖化の影響で酷暑と言われる夏場の暑さは年々強まる傾向を見せており、最高気温は毎年更新になるであろうと予測されております。

このような状況下、子どもたちは元気に学校に通い、特に夏休み中、中学校の生徒においては、部活動にけなげに励み、日々成長を遂げております。心配いたしますのは、熱中症の対策でございます。屋内外の活動とも、しっかり水分補給をしなければなりません。そこでお尋ねをいたします。

1点目、毎年酷暑が続くとされている状況下、小・中学校においては健康管理の面から、熱中症対策の一つ、水分補給はどのようにされているのか、お聞かせください。

2点目、現在中学校には冷水機が設置されていると思いますが、設置状況をお聞かせください。

3点目、1台十数万円いたします冷水機を生徒数に応じてPTA等の地域の皆様方の御支援により、何台も設置しなければならない状況を御存じでしょうか。修理においても部品によっては数万円もかかります。このような状況下、さらに毎年酷暑が続くとされているわけですから、今後は子どもたちの健康管理のことを考えれば、行政の方で設置していく必要があると思いますが、この点に関してはいかがでございましょうか。

昔は水道の蛇口に口をつけてじゃぶじゃぶ飲んだという話も聞かれましたが、学校の水道は長期休みもあり、常時使われておりませんので、現在は安全面、衛生面等のことを考

えると、そういうわけにもいきません。1日の大半を過ごす学校でふるさとのおいしい水を子どもたちに安全に提供することは、心身ともに健やかな成長を見守るためにも大切なことではないでしょうか。

やがて大人になり、市外県外に出た時に、防府の水はおいしかったなと懐かしんでもらえることを期待したいと思います。市当局のお考えをお聞かせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） ちょっと早うございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。高砂議員の答弁については、午後からよろしくお願いいたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時 開議

副議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事を進行させていただきます。

18番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは道路行政についての御質問にお答えいたします。交通安全施設の整備・管理についてでございますが、交通安全施設は道路における交通の安全を確保するための施設であり、また規制表示等は道路交通法に基づき、山口県公安委員会が、区画線等は道路法に基づき道路管理者が設置することとなっており、双方が協議しながら実施しております。

お尋ねの路面標示に関して、これまでどのような体制で整備されてきたのか、また年次計画はされているのか、ということでございますが、区画線の引き直しや、消えて長い間放置された箇所については、地域からの要望に伴う現地調査や道路パトロールを実施しながら、市内の道路状況を把握し、緊急性、交通量等を総合的に判断して、年次的に整備しているところでございます。

次に、道路パトロールの実施についてでございますが、事前に道路の異常箇所等を発見する手段としては、市民の皆様からの御指摘、市職員の通勤時やクリーンセンター職員によるごみ収集時の通報及び道路課職員による道路パトロールを行っております。

さらに平成17年には、山口県が陥没、落石等の道路異常の早期発見を目的に、道路サポートに関する協定を山口県自動車協会、国土交通省の三者で締結しておりまして、市へも情報提供されることになっております。

議員御提案の団塊世代の活力を活かした専門の道路パトロール員の配備と、広く市民の

皆様から募集する道路パトロールボランティアでございますが、道路の破損や不備等の早期情報収集を図るためには有効な手段であろうと思いますが、市としましては、従来から道路パトロールに力を入れているところでありまして、さらに充実することで対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

なお、道路整備は自動車に対してだけのものではなく、歩行者等のための優先されなければならないと私は常日ごろから思っておりますことも申し添えさせていただき、答弁いたします。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。さまざまな道路の整備・管理は多岐にわたっておりまして、限られた予算の中でということ、さまざまな御苦労はあると思いますけれども、御答弁の中では年次的に整備しているということでしたが、路面標示に関しては、言い過ぎかもわかりませんが、行き当たりばったりに行われているように思えてなりません。

何年も白線が消えたままという道路が実際にあるからです。その辺の実態はいかがなんでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 実態把握でございますが、私ども通報等ありましたら、集計しましてですね、そのあたりから緊急性のあるところからやっております。ちょっと最近の実例を申し上げますと、現在、平成19年度で、施行箇所を把握した部分で、第1段階として発注しておりますのが、ちょっと実例を申し上げますと、市役所のこの交差点からサティに行く路面表示を、現在主だったものを申し上げますと、発注しております。

今後ですね、次に白線の引き直し等考えておりますのが、市役所の交差点から主だったものを申し上げますと、大林寺伊佐江線とか、国分寺から、国分寺鐘紡線、このあたりも薄くなっております。それと新橋阿弥陀寺線、国分寺から東へ延びます新橋阿弥陀寺線等、把握しておりまして、交通量の多い、緊急性のあるところから発注してまいりたいと考えております。

ということで、そういう状況はある程度把握いたしております。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 大変具体的に述べていただきましたけれども、また、交通量の多いところからということでもありましたが、私もこの質問をすることに決まりましたから、随分市内の中で白線消えがるところを写真に実際に撮っております。今度、一

覧表にしてお渡しして情報提供したいと思ってるわけなんですけれども、本当に皆様がお困りのところもあるのではないかと、そのように思っている次第でございます。

確かに白線 1 本のことですけれども、されど白線ということで、大事なことではないでしょうか。白線がよく見えなくて事故になったということになってはいけません。計画的に整備していく必要性は大いにあります。

防府の顔は市庁舎であったり、駅であったり、観光名所であったりするわけですが、道路はそれぞれの場所と場所を結び、市内外の一人一人を結ぶ生命線のようなものだとは私は今回、本当に思いました。非常に大切な施設だと思いますので、年次的に整備しているということではございましたけれども、実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

また、次の質問ですけれども、安全確保のためにどこかの時点で現状をもっともっと調査されて、一斉に塗り直しをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） どこかの時点で一斉にという御質問でございますが、私どもこの区画線で整備しておりますのが、交通安全対策特別交付金というものが入ってきます。それと、単独市費を投じて区画線等いろいろ、内容としましては、この費用によりまして交差点改良と待避所の設置、カラー舗装、防護柵、反射鏡、区画線等をやってくるわけです。そのあたりで全面的に、全部をやるというのがなかなか難しいので、先ほど申し上げましたように、年次的にやらさせていただきたいということを考えております。

副議長（河杉 憲二君） 18 番、高砂議員。

18 番（高砂 朋子君） いたし方ない事情かなとは思いますが、ぜひとも安心安全なまちづくり、道路環境を整えるためにも塗り直し、また整備されていないところの点検も踏まえて、よろしくをお願いしたいと思います。また整備していく上で県の公安委員会との連携は大変重要だと思いますけれども、具体的にはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。また交通規制のかかる箇所の塗り直しについてはどのようにされているのでしょうか。お聞かせください。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 県公安委員会との関係についてでございますが、新規に白線等路面標示する場合には、規制のかかる標示につきましては県の公安委員会が管轄しておるわけでございます。それに対しましては、市の生活安全課を経由しまして防府警察署、またそれから県の公安委員会に進達されて、市と双方協議して路面標示されま

す。

また、規制のない路側線とか中央線の破線につきましては、道路管理者の方の管轄で路面標示となります。そのあたりで双方協議しながらうまくやっけていかないといけないというふうに考えております。そのあたりで、予算関係以外には問題ありません。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 横断歩道等の薄くなっている箇所も実際にございました。そういったことも考えますと、県の公安委員会等との連携を密にということが非常に大切になってくると思いますので、この点もよろしく願いをいたします。

道路パトロールに関してですけれども、有効的な考えではあるけれどもという御答弁をいただきました。クリーンセンターなどの市職員による情報提供であったりとか、また山口県自動車協会との連携で情報収集していくということですが、実際に機能しているのでしょうか。情報がどんどん吸い上がってきているという状況にあるのでしょうか。その辺をお願いいたします。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） お尋ねの道路パトロールの件ですが、道路パトロールカーは黄色の車両の1台で稼働しております。それと先ほど申し上げましたが、職員による通報での車両数等のクリーンセンター管理の車両が原付バイクを含み56台と本庁の管理車両が189台、原付バイクも含みましてあります。そのあたりの中で実績数字がパトロールですと上がってきておりますが、そのあたりにつきましてはある程度、私の方は機能しておるといふふうに認識しております。それによりましてですね、今後より一層強化していかないといけないとは考えております。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 実際に機能しているという御答弁ではありましたけれども、また現在の体制を充実させていくということでパトロール員までは考えてないということですが、であるならばもう現状の体制をしっかりと機能させていただきたいということを強く要望したいと思います。いろいろな現状がそのままに放置されているということをも見ましたけれども、それは本当に執行部の方に上がっているのだろうか、そういうふうに疑問に思うわけです。現状の体制をしっかりと機能させていただきたい、それを要望しておきます。

そういった意味からも、的確な情報収集とその整理、計画性を持った対応というのが大切になります。安全な道路環境を整備していこうという意識を持ったパトロール員等の設置を要望しておきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

宮崎市においては市民活動の一つとして道路パトロールボランティア事業というのを展開されております。御紹介いたしますと、募集対象は市内に在住する15歳以上の人及び民間非営利団体、NPOの方たちが対象になっております。毎年100名程度を募集ということですね。日常生活の中で気づいた道路の破損や危険箇所の情報提供をしていただくというものでございました。今回の一般質問の中でも市民との協働ということを申し述べられた議員がいらっしゃいましたけれども、大変すばらしい事業だと私も思いました。

それから次の質問ですけれども、最近は携帯の普及で写メールの機能も大変充実しておりますが、市民からの通報というのは電話や窓口への来訪が主だとは思いますが、こういった写メール等の通報は実際にありますでしょうか。まあこういった市民からの通報というのはとても大事になってくると思いますが、その点お聞かせください。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 写メールの通報は今までに、連絡はありましたが、写メールの通報というか、写真を送られたという実績はありません。でまあ、私ども市職員等、いろいろあるわけですが、ゼンリンの地図等に表示して、そのあたりで何センチの大きさの陥没ですよというような通報等はありませんが、写メールはありません。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） こういった先進的な機能もしっかり使えるようなシステムができればいいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、道の日というのが定められておりますけれども、何月何日か部長は御存じでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 9月3日だと思うんですが、ちょっと自信ありません。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 残念ながらはずれでございます。私も今回この質問に当たり、いろいろ調べてみまして初めて私も知ったわけですが、8月10日でございます。私どもも行政も安心安全なまちづくりのために道路の利用者の視点に立つ日、先ほど市長が、やはり歩行者のことも考えているというありがたい御答弁もいただきましたけれども、そういった道路の利用者の視点に立つ日としてとらえていく必要があるのではないかと、そういうふうに思っております。どうか積極的な施策をお願いをしたいと思います。

以上で、この項は終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は防府市の水について。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 淡如水についてお答え申し上げます。御質問の淡如水でございますが、平成18年6月に市制施行70周年及び水道給水開始55周年の記念事業の一環といたしまして、災害時における緊急飲料水、あわせて被害地への支援用として広く活用いたしますとともに、防府のおいしい水を全国的に発信、PRすることを目的に製造をいたしてございます。

この1年間の利用状況でございますが、広島県呉市における送水管破損事故に伴います災害支援用として2,400本、また国民文化祭、市主催の行事等においてPR用として約7,600本、合計約1万本の淡如水を提供してまいったところでございます。今年6月より一般にも販売を開始をいたしておりますが、最近販売場所または販売方法について市内外から問い合わせがございます等、多くの関心が寄せられているところでございます。

現在、販売につきましては、水道局、市役所、市役所売店、それからデザインプラザの4カ所において行っておりまして、自動販売機は水道局それから市役所4号館1階の2カ所に設置をいたしております。

今後は緊急時における備蓄、災害支援用として生産量と在庫の調整を図りながら、水道施設見学会、災害訓練、各種イベント等を通じて積極的に淡如水の提供に努め、防府の水のおいしさを市内はもちろんのこと、より広く全国にPR、アピールしていくと同時に、販売ルート拡大のため市内公共施設設置の自動販売機による販売について、各飲料メーカーと協議いたしますとともに、また、非常時における緊急飲料水として市内各公民館への設置について、各関係機関とそれぞれ協議しながら、その可能性について検討してみたいと考えておるところでございます。

どうぞ議員の皆様におかれましても、淡如水のPRにつきまして、どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 続きまして、冷水機の市による設置により、安全・安心な飲料水を児童・生徒に提供してはどうかとの質問にお答えをいたします。

最初に、水分の補給に対する学校の考え方と取り組みにつきましては、各小・中学校において暑い時期、日射病や熱射病、熱疲労等の熱中症に対して十分留意をしながら学習や部活動等の指導に当たっておりまして、特に熱中症対策で必要なことは水分補給であることを認識しております。家庭から水筒を持参させるなど、水分の補給を欠かすことのないよう指導しております。

さらに各小・中学校では「保健だより」や「学校だより」を通して、水分補給を含めた熱中症対策について保護者に御理解をいただき、家庭と連携、協力しながら児童・生徒の健康管理に努めているところでございます。

続きまして、小・中学校における冷水機の設置状況でございますが、小学校への設置はございません。中学校では富海及び野島を除く9校に設置されております。設置台数は多いところで7台から少ないところは1台と、学校によって異なっております。いずれもPTAや卒業記念等により学校への寄贈があったものでございます。

最後に冷水機を市により設置することができないかということでございますが、快適な学校環境の形成は重要なことではございますが、安心・安全な学校づくりのための諸整備が充足しているとは言えない状況でございます。これへの取り組みが喫緊の課題であり、現在のところ冷水機の市による設置は考えておりませんので、御理解をいただけますようお願いを申し上げます。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） それでは淡如水のことについて、質問をさせていただきます。朝7時半から放送されているケーブルテレビでの市のインフォメーションを私も時々見るんですけども、昨日はちょうど水道局からのもので、きょうのこともありましたので、しっかり30分間見させていただきました。淡如水のこともPRをされておりました。

早速ですが、1点目、ちょっと質問をさせていただきます。今やコンビニやスーパー、またドラッグストア等には、実にたくさんの種類の水が並ぶ時代です。今後の方向性として採算性のこともあると思いますが、先ほど御答弁の中にも両方の言葉が出てまいりましたが、販売促進に力を入れていかれるのか、また提供という形で頒布、PRしていくのか、その辺のバランスというか、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、販売促進ということを考えていらっしゃるということで、これから先、もっと具体的にいろんなことを考えていらっしゃるのであれば、お聞かせいただければと思っております。

副議長（河杉 憲二君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 販売をいたしますにはもちろん一般の業者の方に取り扱っていただくということが一番でございます。ただ、私ども製造ラインというものを持っておりませんので、そこで委託をして製造していただくというふうな状況でございます。ロット数の関係がその場合、いわゆる単価というものにあるのかなということではいろいろ調査をいたしてみたんですけど、実際、多くつくっておられる事業体におかれましては、かなりの製造原価がかかってまいります。

したがいまして、ある程度、卸売の原価を下げない限りは一般の業者さんに扱っていただくということは非常に難しい、これは状況でございます。

しかしながら、防府市のおいしい水を、これを全国に、もしくは防府市内の皆様にも味わっていただくという、そういったPR面から、もしくは先ほどから申し上げておりますように、いわゆる緊急用のそういった備蓄資材としての利用価値が大いにあるというふうに思いますんで、先ほど両面から申し上げましたが、そういった販売努力も今後一層図ってまいりますと同時に、単価の引き下げでございますね、同時にそういったPR用にも力を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 単価というものの調整が大変難しいということですので、一気に販売促進に力を入れるということにはならないかもしれませんが、今、水道管理者もおっしゃいましたように、防府の水がおいしいんだということのPRのためにも、この淡如水というものを、せっかく企画された大事なツールでございますので、大切に使用していただきたいなということを思っております。また災害の備蓄用ということでも、力を発揮していくのではないかと、大きな期待を持っております。

午前中、同僚議員の質問にもありましたけれども、例えばこの淡如水もスポンサーをつけるなど、広告の媒体として使用されたらどうかという考えも、きょう、先輩議員のお話を聞いて思いました。また御一考いただければと思っております。

防府をPRということですが、ラベルなんです、内輪のことで申しわけありませんけれども、息子にこのボトルを見せました。第一声、「防府の水なのに、防府の文字がない」ということを申しました。あ、それもそうだなと私は思ったわけですが、この防府のPRということになりますと、また防府の文字をサブタイトル的にでも入れて、販売促進並びに提供という形のPRをしていかれたらと思っておりますが、小さいことで申し訳ありませんが、いかがでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 実は、私も水道局にかわりまして、実は議員さんと全く同じことを感じておりました。で、これはラベルも今、在庫がございますので、その在庫でもう一度印刷の時期が来ましたらですね、そういったものを考えてみるように、もう既に指示はいたしておるところでございます。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 恐らく皆さんも淡如水を手を持たれたら、同じ御意見をお持ちだと思いますので、せっかくのPRのツールとしてとらえていくのであれば、「防府」

の文字をしっかりと入れ込んでいただきたい、そのように思います。

次の質問でございますが、子どもたちにふるさとの水を教えていきたいという観点から、何かの機会に淡如水を飲ませてあげられないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 今、高砂議員の質問の中で、何かの機会に飲ませてあげたらということで、実はあの、水道施設見学会というのを市内の小学校の４年生が配水施設の見学にまいります。その際に、来られた児童・生徒の方に飲んでいただくということも今、考えております。

副議長（河杉 憲二君） １８番、高砂議員。

１８番（高砂 朋子君） 私もそれを希望しております。せっかく小学校４年生でしたが、社会見学の時に防府の水について学びますので、その機会を逃さずにこの淡如水を子どもたちに飲ませてあげて、「ああ、おいしいなあ」と感想を述べさせてやりたいなということを思います。ぜひともお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、最近シティーセールスの一つに水が使われる時代になりました。つい先日もその話題が情報番組で紹介されていたようでございます。県内で水道局がボトルウォーターを製造しているところ、またその活用方法等がおわかりになれば教えていただけますでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 県内の製造状況及び活用方法についてということでお答えをいたします。

県内におきましては、下関市、山陽小野田市それから宇部市、下松市、光市、そして岩国市の６市におきまして、現在ボトルウォーターを製造いたしております。目的及び活用方法につきましては、当市と同じく、災害備蓄、支援用と、それとふるさとの水のPR用でございます。なお、下関市も自動販売機等による一般販売を行っておりますということを申し添えておきます。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） １８番、高砂議員。

１８番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ほかの市もいろいろ取り組んでらっしゃるということで、防府も他市の取り組みに負けないように最高の水を擁しているわけですから、その辺の取り組みをよろしくお願いをしたいと思います。

我が防府のおいしい水を市内外の多くの皆様に知っていただき、飲んでいただきたい、

そう思いますので、PRを含めた取り組みをよろしく願いいたします。

それから続いて冷水機についてでございますけれども、今回、教育委員会へこの質問内容を通告いたしましたところ、大変申し上げにくいでございますが、全く実態を御存じありませんでした。もちろん形状も御存じでありませんでしたし、お金の出所も御存じなかったという実態がございます。正直申し上げましてびっくりいたしました。通告後に市内全中学校の設置状況を調べられ、実態を把握されたということで、それだけでも取り上げさせていただいてよかったと思ったわけですが、御答弁には、市として設置をしていくということは考えていないという御答弁で、残念でなりません。御存じでなかったという件に関して、執行部としてどのようにお感じでしょうか。お答えいただければと思います。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 確かに御指摘の通りでございます。答弁の中でもお答えいたしましたように、ほとんどの、すべての冷水機がPTAあるいは保護者の卒業記念とかいったような形で整備をされておりまして、現場で、行っておけば、この冷水機は何だろうと思うのは当然かもしれませんが、集計上はそういったような把握はしていなかったということが実態でございます。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） まあ、実態を把握されて2校が設置がなかったということでございましたけれども、例えば野島中学校、富海中学校の、中学校ですから本当、部活動も盛んだとは思いますが、のどが渴いたときに子どもたちはどうしているのでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 原則としまして、その富海中にしても、野島中にしましても水筒の持参ということで認めてもおりますし、これが不足であれば水道水を飲んでいただいておりますのではないかと考えております。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 私も中学校3年生の息子がおりますのでよくわかるんですが、夏休みの部活の間というのは毎日2リットル近い麦茶を持って学校に参ります。でもそれでも足りない、かと言って、4リットル、6リットルの水を提げていくわけにもまいりません。そういった実情もでございます。水道水を飲めばいいではないかということでございますけれども、蛇口に女の子、男の子両方ともがじゃぶじゃぶ飲んでいる姿というのはですね、どうなんだろうかなという思いもでございます。

先生方はどのようにしてらっしゃるのかなということをお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれ先生方につきましても、やはり同じようにお茶を持ってこられる先生あるいは水道水、子どもたちと一緒にの形で水分補給をしておられると思っております。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） いじわるな言い方で大変申し訳ないんですけど、先生方も蛇口に口をつけてという先生も見たことがありませんし、どうでしょうか。本当に水分補給ということの必要性がこの地球温暖化の中で酷暑が続く中で大変必要になってくるという実態は把握してくださっていると思うんですけども、先生方にしても、もちろん子どもたちにしても、本当に冷たい水を飲んでまた元気を出して、学校生活をしていくということは大変重要になっていくのではないのでしょうか。

そういった意味からも、冷水機等の設置というのは必須課題ではないかと思っておりますので、大変厳しい御答弁ではありましたけれども、前向きにお考えをしていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

最後に市長さんへお伺いをいたします。今回の防府の水という大きなくくりの中のごく一部、淡如水ということと、学校内の冷水機について質問を取り上げさせていただきました。市長さんも防府の水、また佐波川の水についてはさまざまな熱き思いをお持ちと伺っております。ふるさとの水を今後どのように市として扱っていかうとされているのか、お聞かせいただければと思えます。

副議長（河杉 憲二君） 市長。

市長（松浦 正人君） まずは水道が安全で、これからも安心して飲んでいただける、そういう水であり続けるように万全の対応をして、備えをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、淡如水につきましても、PRあるいはそれを販売するという形の中で、当初どうも考えたことではないようでございます。販売するということになると、それは市場性の問題が当然出てまいりまして、競争の中に耐えられる値段を設定していかななくてはならないわけで、それを無理やりといいますか、していくということはいかなるものであろうかと、こんなふうにも思っております。現在、進めております市の施設あるいは公共の施設内における自動販売機などに淡如水を入れて、買っていただく方には買っていただくようにしていくということが、まずはやらなくてはいけないことではないだろうかなと、こ

んなふうになっております。

市場性の問題については、市内の某スーパーマーケットに話も個人的には私はしたわけですが、やはり売る立場になると今度は利益がどれだけ出てくるかということが極めて大切なことになるようでございますので、大変難しい問題が一方ではあるのではないかと。何十万本というロットで発注をしていかななくてはなりません。それらの在庫を抱え込むということは、これはもう大変な負担を強いられるわけでございますし、難しいことではないかと思っております。

最後に、学校の冷水機の問題は、教育委員会当局が述べられた意見と私も大差はございません。それは、一たびそういうものに接しられた児童は、それは冷えたお水でしょうか、おいしいわけでございますけども、私は果たして学校現場で、公の責任において、あるいは公の負担において、そのようなものを設置していく必要があるのかないのか。私ははなはだ問題点があるのではないかというふうに、個人的には感じているわけございまして、今後の研究課題にさせていただければと、このように感じております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 大変具体的に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。防府の水というのが本当においしいんだということ、淡如水等を通じてPRもしていただき、防府のふるさとのよさをPRできたらと私も思っております。

また、冷水機についても、私も実は管理をしていくというのは大変問題点もあるのではないかと承知しております。その辺もしっかり研究、考慮していただきまして、子どもたちにもおいしい水を提供していく体制をとっていただければなということをお思っております。

さらなる前向きなお取り組みをお願いをして、私の質問は終わります。

副議長（河杉 憲二君） 以上で18番、高砂議員の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は15番、平田議員。

〔15番 平田 豊民君 登壇〕

15番（平田 豊民君） 政友会の平田でございます。暑さも少し和らいだかなという感じがいたしますが、暑さ疲れも少し感じられるような気もいたします。

新体育館建設に伴う防府スポーツセンター北側運動広場の動向についてお尋ねをいたします。（1）といたしまして、この運動広場はいつごろから使えなくなるのでしょうか。新たに運動広場をつくと耳にはしておりますが、（2）の1として、つくるとして広場

面積はどのくらいのものでございましょうか。

(2)の2として、グラウンドの雨水に対する地下排水設備は設計に入っているのございましょうか。阪神の甲子園球場ほどではなくても、翌日には前日降った雨水を排水し終わっているぐらいのレベルはいかがなものでございましょうか。

(2)の3番目として、グラウンドの表面整備はぜひともお願いいたしたいと思います。理想的に言えば、凹凸がないということございまして。

(2)の4として、グラウンド周辺に待機するとき、入れる日陰を持つ樹木の植栽はなされるのございましょうか。

(2)の5として、このグラウンドが完成後、いつごろから使用開始されるのでしょうか。

それで、大きい(3)項目の1といたしまして、現在のグラウンドが使用できなくなった場合、代替グラウンドは用意されているのですか。あれば具体的に教えてください。

(3)の2として、代替グラウンドとして宮市の福祉センター前のグラウンドは使用できるのでしょうか。お尋ねいたします。

以上が、お尋ねのすべてでございます。

副議長(河杉 憲二君) 15番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 新体育館建設に伴う防府スポーツセンター北側運動広場についての御質問にお答えをいたします。

まず北側運動広場の使用不能の時期についてでございますが、新体育館建設地は現在の北側運動広場を計画しております。着工時期は平成20年6月または7月ごろを予定しておりますので、北側運動広場は平成20年5月ごろまで御利用いただけるものと思っております。

次に、新しい北側運動広場につきましては、現体育館を解体した後、現在の北側運動広場の、ソフトボール4面がとれるような、ほぼ同程度の広さで計画をいたしております。地下排水構造や、平面構造につきましては、水はけよく、平坦に仕上げ、多目的競技に対応できるよう計画してまいりたいと思っております。

また、運動広場周辺の日陰用樹木の植栽につきましては、現在の樹木をできる限り移植すると同時に、しっかり緑を確保するよう強く指示をいたしているところでございます。新北側運動広場の使用開始時期でございますが、新体育館が完成した後に、現体育館の解体と整地工事を行うこととなりますので、平成22年度末ごろを予定しております。

建設工事の着手から約2年半にわたり、北側運動広場の使用ができないこととなりまし

て、大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

これに関連しまして、新北側運動広場が完成するまでのかわりのグラウンドの御質問でございますが、向島運動公園などを考えておりまして、今年度、多目的広場の整地と防球ネット等を設置することで、より一層活用されますように期待をしているところでございます。

また、陸上競技場側の南側運動広場は、夜間照明を有しておりまして、広い、長い時間帯での活用ができますことから、こちらもぜひ御利用いただければと考えております。

そのほか、かわりのグラウンドといたしましては、企業及び事業所所有のグラウンド等の利用も視野に入れ、協力を要請したいと考えております。

最後に宮市福祉センター前のグラウンドをかわりに使わせてはどうかということでございますが、御指摘のグラウンドは日の出広場児童遊園で、地域の子どもたちが安心・安全に遊べる場として、市が設置しているものでございます。

この児童遊園は、地域の方々に自主的な利用と維持管理をお願いしておりまして、地域の皆様がグラウンドの整地やごみ拾い等に汗を流され、表面の凹凸も少なく、良好に維持されている状況でございます。

したがいまして、かわりの広場としては考えておりませんが、使用される場合には都市計画課へ御相談いただければと思っております。

ただし、この児童遊園には駐車場がございませんので、この点には御配慮いただきますよう、お願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（河杉 憲二君） 15番、平田議員。

15番（平田 豊民君） 御答弁ありがとうございました。宮市福祉センター前のグラウンドという場所を具体的に申し上げましたのは、実はそこで競技をした、プレーをした経験がございましたから、その競技に適している、先ほども申し上げました凹凸が少ないいいグラウンドでございましたから、お尋ねしたわけでございます。

議席からの質問は特にございません。2点ほど、ちょっと申し述べさせていただきます。1番目でございますが、今市長さんにお答えいただいた内容をまとめていただき、市の広報紙などで周知徹底を図っていただきたいと思います。そして特に、現在、運動広場を年間を通し計画的に使用しておられる競技団体もあるかと思えます。その辺のこと、今後の流れを、文書でお知らせいただくことを御配慮いただきたいと思います。これが1つでございます。

2つ目といたしまして、私の個人的なことで恐縮でございますが、実はゲートボールに

携わるようになりまして17年目になります。そしてこの17年間におよそ約200回の試合に参加したことにもなります。17年前、初めて参加させていただいたときに、私のような若い者はごくわずかで、年配、高齢の方ばかりでございました。そして第一印象で思いましたことは何かと申しますと、これから大会で何度も暑さなどで体調を崩され、救急車を呼ぶことが多いだろうなあというのがその第一印象の思いでございます。

恐らく皆様方も私と同じ立場に立たれたら、同じ思いをなさったのではなからうかと思っております。しかしあに凶らんや、幸いなことに、今日現在まで大会会場に救急車など呼び込んだことは一度もございません。素晴らしいことではございませんか。参加された年配の高齢の方々は皆さん、お元気なのだという一言に尽きるのでございます。それは精密検査をすれば悪いところは出てくるとは思います。しかしそういう面はうまくいなしながら、毎日を過ごしておられる。全くあっぱれなことでございます。

ここで行政に携わっておられる皆様方に申し上げたいことは、こうした方々は地方公共団体に絶大なる貢献をしておられるということでございます。その根拠は、こうした方々は同じ年齢で普通の日常生活を送っておられる方々より、少なくとも病院に通われる回数がまずは少ないだろうと推測されるからであります。ですから、防府市においても貢献しておられるというわけでございます。

でありますから、体育館運動広場は若者たちだけのものではございません。こうした元気のある年配の方々にも、そして防府市にも貢献していただいている高齢の方々にも、競技種目を問うことなく、楽しくそして元気に活用していただけるよう、心をこめての配慮をお願いする次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

副議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、平田議員の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は28番、田中議員。

〔28番 田中 健次君 登壇〕

28番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。それでは通告に従って質問をさせていただきます。

最初の質問は防府市行政改革委員会への諮問事項についてであります。防府市はこの8月8日に防府市行政改革委員会へ地域コミュニティの構築と支援のあり方についてと、水道事業の経営改善についての2点について、諮問をしています。この諮問については疑問に感ずるところが多くありますので、以下3点について質問させていただきたいと思えます。

第一に第3次行政改革後期計画（平成19年3月22日現在）にない項目をなぜ諮問するのか、という点であります。市から市行政改革委員会への諮問の文書では、第3次行政改革の後期計画の取り組み項目の中で、市民生活に密接に関係する事項として、先ほどの地域コミュニティの構築と支援のあり方、水道事業の経営改善が述べられております。しかしながら、一般質問の通告をした8月29日時点で市のホームページに掲載されている第3次行政改革後期計画（平成19年3月22日現在）にはこの2つの項目はありません。なぜ行政改革後期計画にない項目を諮問するのか。後期計画にこの2つの項目を追加したのであれば、いつどのような形で追加したのか。議会に説明や報告がどうしてされないのか、御答弁をお願いいたします。

第二に、市民参画懇話会で議論となっている市民団体、自治会や社会福祉協議会を含んでございますが、これへの支援をなぜ行政改革委員会に諮問するのかという点であります。

諮問事項の1番目は地域コミュニティの構築と支援のあり方についてですが、諮問事項補足資料では、「地方自治の運営主体である市民、市議会、行政が互いに補完し、協働し、まちづくりに取り組むことが求められている」と基本認識を述べ、「新たな地域コミュニティを包括するような新たな地域コミュニティ活動の推進及び体制づくりとその支援のあり方について市民の御意見を伺う」としています。

ところで、市民の参画と協働を推進するシステムの導入について検討するため、市民参画懇話会を昨年度に設置し、市民参画のみならず、市民との協働について議論されてきております。今年6月26日に開催された第7回懇話会では、協働の仕組みとして連合自治会、社会福祉協議会にも触れられ、また市民の参加のほかに、市民団体の参加についても言われました。自治基本条例、市民参画条例のほか、市民協働支援条例の内容についても委員から資料の要望が出されています。市民参画懇話会で市民協働支援の基本的な考え方が示されてから、行革委員会で諮問されている具体的な課題に進むべきではないかと思えます。

このまま同時進行すれば、矛盾する答申が2つの組織から出されることも考えられます。ここはまず、基本的な協働のあり方を市民参画懇話会でまとめてから、それに基づき、行革委員会で具体的な課題について議論すべきではないでしょうか。このまま2つの組織で議論していくことは混乱を招きかねません。市の御見解をお伺いいたします。

第三に、経営上問題の大きい下水道ではなく、なぜ上水道の経営改善について諮問するのか、お伺いいたします。

諮問事項の2番目は水道事業の経営改善についてですが、諮問事項補足資料では、「将

来にわたって安全で廉価な水を継続的に供給できる水道事業のあり方や経営改善について、市民の立場からの意見をお伺いするため」とされています。しかしながら、上水道事業について9月議会に提出されている監査委員の昨年度水道事業決算審査意見書では、「黒字決算により自己資本構成比率は年々上昇しており、財政状況は良好に推移していると判断することができる」と述べております。

それに比べて下水道事業は随分と大きな財政的な負担となっています。昨年とことしの予算審議や、昨年6月議会一般質問でこの問題を私は取り上げてきましたが、防府市では一般会計から下水道特別会計への繰入金で13億円にもなり、そのうち4億5,000万円は国の繰出基準によるものですが、残りの約8億5,000万円は国の基準外、防府市の独自基準による繰り出しでございます。

また下水道の市債残高、借金は毎年5億円程度増加しております。一般会計については行政改革の後期計画の中で起債の抑制策の続行という取り組み項目で市債残高を減少させておりますが、下水道に関しては例外的に借金残高を毎年5億円程度、着実に増やしておりますし、今後も平成30年まで同じ規模で借金が増える計画のようであります。

今の状態を放置していれば、一般会計に大きな影響を与えることは明白です。財政的に問題があるのは上水道ではなく下水道です。どうしてこのような諮問がされるのか、理解に苦しみます。木を見て森を見ないという言葉もありますが、今回の諮問は枝葉ばかり見て、木も森も見ない諮問といっても言い過ぎではないと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、偽装請負についてであります。昨年7月31日の朝日新聞第一面は、「偽装請負、大企業に横行」との大見出しで、大手製造業の工場で偽装請負と呼ばれる違法な労働形態が広がっていることを報じました。この新聞記事ではこの3年で労働局から違法と認定された企業の中には、キヤノン、日立製作所など、日本を代表する企業の名もある。

全国の労働局が2年ほど前から立ち入り調査を強化、昨年度だけでもメーカーなど請負を発注した660社のうち、半分以上の358社で偽装請負に絡む問題が発覚し、文書指導した。05年までの3年間を見れば、指導数は倍々で増えており、至るところで見つかる状態。指導事例は氷山の一角だと述べられております。

さらに記事では、メーカーの認識不足も著しい。関東各県の労働局が昨年製造業約9,000社を対象にしたアンケートでは、回答企業1,876社のうち、派遣と請負の区別を十分理解していると答えたのは34%。多くが違法性を認識しないまま、偽装請負を続けているのは間違いないとも述べています。

現行の労働法では労働者派遣について制限を加えて規制をしています。その中で請負または業務委託という契約形式をとりながら、実質は労働者派遣に当たるものを偽装請負と呼び、格差社会の労働問題として社会問題化し、国会でも取り上げられてきております。厚生労働省も昨年9月4日に労働基準局長、職業安定局長の連名で「偽装請負の解消に向けた当面の取り組みについて」という通達「基発第0904001号」、「職発第090401号」を都道府県労働局長に出して、監督指導を強化するとしております。

労働者派遣法が施行された1986年（昭和61年）に労働省は労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を策定して、労働者派遣と請負の区分基準を明らかにしております。請負は労働の結果としての仕事の完成を目的とするもので、労働者派遣との違いは、請負には注文者と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。それゆえ、事業として独立しているということが求められます。

派遣労働と請負との区分のための厚生労働省チェックリストを見ると、そのチェック項目の中では請負業務を自己の業務として、契約の相手方から独立して処理することが求められ、業務の処理のための機械、設備、機材、材料、資材を自らの責任と負担で準備していることが必須となっています。

また業務処理に必要な機械資材等を相手から借り入れた場合などには、別個の有償の双務契約が締結されていることも求められています。これらの条件をすべて満足しなければ、請負とはならず、請負や業務委託の契約形式をとっていても、労働者派遣となり、偽装請負とされるわけです。

このように見てくると、防府市が昨年2学期からスタートさせた中学校給食センターの民間委託は偽装請負に該当し、また来年度から計画をしている小学校の民間委託も偽装請負に該当すると考えられます。そこで、以下3点について具体的に質問をいたします。

第一に、中学校給食センターは偽装請負の状況であり、どう解消するのかについて、お伺いいたします。労働者派遣と請負の区分基準に対して、現在、防府市が委託している民間業者は食材を自ら準備することなく、市から無償で提供を受け、また給食センターの設備を無償で借りています。これは区分基準を満足しておらず、請負ではなく、労働者派遣となり、偽装請負の状況となります。

偽装請負を是正する方法としては、法律的には3つの方法があります。各労働局の是正指導もこの方法をとっているようです。1つは区分基準に従って適法な請負へと要件を満たすようにする方法であります。しかし食材の調達を民間業者に委ねることは給食の質の低下を招くことが懸念されますし、また食材は教育委員会が購入するから給食の質の低下

はないとの、これまでの教育委員会の説明とも矛盾します。

2つ目の方法は、労働者派遣に切りかえることですが、その場合には請け負っている民間業者が労働者派遣事業者でなければならず、派遣事業の許可または届け出が必要となること。また派遣可能期間は通常は1年、最長でも3年であり、これを超える場合には派遣先である給食センターへの雇用を希望する労働者に対して、雇用契約申し込み義務が市教育委員会に生ずることとなります。

3つ目の方法は直接雇用となります。最近のニュースで判断すると、偽装請負を指摘された民間企業は紆余曲折を経ながら、この方向へ大きくかじを切りつつあるように思えます。

防府市の中学校給食センターについて、今後どう対応し、偽装請負状態を解消するお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

第二に、小学校給食の民間委託は偽装請負になるので、計画の中止をする考えはないのか、お伺いいたします。小学校給食の民間委託についてもまったく同様のことが当てはまります。もし請負にするならば、食材の調達は今まで県職員である学校栄養士が行ってききましたが、民間業者に委ねることとなり、給食の質の低下だけでなく、食材の調達のコスト負担が新たに必要にもなり、民間委託の効果は少なくなります。電気、ガス、水道も請負業者が支払うこととなり、新たにメーター類などを取りつける附帯工事も必要となります。また、これまで学校栄養士が味つけなど調味料を加えるということもありましたが、民間委託になればこうした技術指導は指揮命令となり、不可能となります。献立についての作業手順を直接に指導することも不可能となり、問題です。

そもそも現在の小学校給食は直営とは言いながら、給食調理員のうち正規職員は各学校一、二名で、臨時職員等で国の定めた定員をカバーする状況であり、かなり合理化した状況でもあります。7月の教育民生委員会所管事務調査で、退職者を新規採用で補充した場合は、民間委託するよりも少ない経費で済むことも教育委員会の答弁の中で示されました。

小学校の民間委託計画は偽装請負という違法状態にもなり、給食の質の低下への懸念、経費縮減への疑問など、さまざまな問題があります。民間委託の計画を中止し、退職する調理員を新規に採用、小学校給食の直営を維持すべきと考えますが、教育委員会の御見解をお伺いいたします。

第三に、その他の部署での民間委託は偽装請負に該当しないのか、お伺いします。

労働者派遣と請負の区分がよくわからないため、多くの事業所が偽装請負について指導を受けております。行政も例外ではありません。インターネットの検索で調べた新聞記事を少し、古いものから順に紹介をいたします。

読売新聞の昨年10月4日付ですが、国土交通省所管の8社団法人と国土交通省の地方整備局内の出先事務所に、地方労働局が労働者派遣法と職業安定法違反の疑いで立ち入り調査に入りました。このうち東北建設協会に宮城労働局が是正を指導しております。

この後はことしの記事でございます。神戸新聞の2月15日付、兵庫県丹波市が今年9月から運用する学校給食センターの調理委託方針をやめ、当面直営とすることにした。委託業者による食材購入を伴わないため、兵庫労働局との協議で偽装請負となるとの指摘があったためです。

次は読売新聞の3月23日付、大阪府内の6つの市教委が英会話学校等との間で業務委託契約をし、送り込まれた公立小・中学校の外国語指導助手の雇用をめくり、大阪労働局が高槻市教委を文書で、堺、枚方、東大阪、松原、寝屋川の各市教育委員会を口頭で指導したという記事であります。

中国新聞の8月25日付、広島県北広島町で、民間委託をしている代表電話の交換業務以外の仕事を委託先の社員にさせたとして、広島労働局から偽装請負として是正指導を受けました。中日新聞の9月5日付、つい最近の記事でございますが、滋賀県湖南市で3つの小中学校の学校給食をこの2学期から民間委託する予定でしたが、滋賀労働局に照会し、偽装請負と指摘され、民間委託を見送りました。

防府市のその他の部署でも民間委託をしているところは労働者派遣と請負の区分基準などをよく理解され、偽装請負となっていないか、再点検をすべきと思います。この点についての御見解をお伺いいたします。

3番目の質問は、まちの駅についてです。防府市は観光振興に力を入れていくということで、まちの駅を拠点施設として整備していく方針であります。ところで観光について最近よく言われるのが、暮らしそのものが観光。その地域の持つ地域力を見ることが観光などということが言われます。団体から個人へ、ツアーからオリジナルへ。体験発見型への観光と質も変わってきています。そうであれば、私たち防府市の地域力、その特性は何だろうかということを観光政策の基本として、もう少し考えてみることも必要だと思います。

防府市は弥生時代の遺跡や多くの古墳が市内にあり、日本書紀にその地名が載り、また奈良時代には周防の国府、国分寺が置かれ、平安時代には清原元輔がその娘清少納言を伴って国司に赴任し、菅原道真ゆかりの防府天満宮があり、また鎌倉時代には重源上人の東大寺再建とかかわる阿弥陀寺など、変わり行くさまざまな時代を象徴するものが市内に散在しております。

明治以降も近代和風建築の毛利邸、あるいは山口県の近代工業を象徴する柏木幸助のような実業家の存在。防府市には明治、大正、昭和とその時代の中で発展・進化し、今日で

は塩田跡地に工業団地が広がり、歴史と文化のまちであると同時に、産業都市として発展してきたと思います。

それゆえ、江戸時代の古い城下町がそのまま残った、というような萩のようなまちとは異なり、統一性がないようにも思えますが、時代の異なるものがさまざまにあり、重層的に残っていると思います。しかし他市と比べると、明治以降に産業の発展に伴って建設された近代建築が欠けていると思われてなりません。

そこで、まちの駅は、失われた市内の近代建築をイメージ復元したものにしてはどうかと思いますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革とまちの駅についての御質問にお答えをさせていただきます。

私は就任以来、市政の最重要課題といち早く行財政改革に取り組んでまいりました。これは第3次行政改革と言われておるものでございますが、ちなみに第1次行政改革は昭和60年に、第2次行政改革は平成7年に、いずれも当時の自治省からの通達に基づいて実施されたものでありますが、現在取り組んでおります第3次行革は自らの意思で実施している行政改革と申して過言ではないと、このように感じております。

日々が行革という思いの中で、改善と改革に鋭意力を注いでいるところでございます。申し上げるまでもなく、行財政改革は歩みをとめることなく、継続することにより初めて足腰の強い行財政基盤が確立するものと考えております。

行政改革によるこれまでの効果額は、第3次行政改革後期計画の基準年であります平成16年度からの2年間だけでも、7億8,000万円、また第3次行政改革がスタートいたしました平成13年度と比較した累計では約29億円余に上っておりまして、大変大きな成果を上げておるところでございます。

このような成果を得ることができましたのも、諮問機関であります行政改革委員会に果たしていただいている役割は大変大きく、また市民の深い御理解と御協力のおかげであると感謝いたしているところでございます。広い識見を持って、各分野で活躍されておられます行革委員の方々から、市民の視点で適切な御意見や貴重な御提言をいただいているところで、大変感謝いたしているところでございます。

御質問の第3次行政改革後期計画にない項目をなぜ諮問するのかということですが、今回諮問いたしました2項目につきましては、新たな取り組み項目として、A項目

に追加したものでございます。このA項目、B項目、C項目というのがよく出てきておりますが、A項目というのは市民生活に直結したものの、B項目というのはそれぞれの部において行っていくもの、あるいはC項目というのは、担当課で考えていくものというような意味でございますが、その経緯を御説明させていただきますと、第3次行政改革後期計画におきましては、市民生活に直接影響があるものをA項目として委員会に諮問することとしております。当初から掲げておりました9つの項目につきましては、既に答申をいただいております。その方向性に沿った推進計画により、鋭意改革を進め、実施済みとなったものでございます。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、行政改革はたゆみなく継続することによって、初めて持続的な成果が得られるものでございますので、常に現状を見直し、時代に即した、新たな改革にも取り組んでいく必要があるわけでございます。

このような考えに基づきまして、新たな取り組み項目について、職員から提案募集をするとともに、副市長以下、各部長で構成しております庁内組織の行政改革推進会議で、現計画の進捗状況の検証に合わせ、検討を重ねてまいりました。

その結果、「地域コミュニティの構築と支援のあり方」、及び「水道事業の経営改善について」の2項目をA項目に追加することとし、去る8月8日に開催された本年度第2回目の行政改革委員会においてこれらの諮問をしたところでございます。

この諮問内容につきましては、同日付で議員の皆様へお知らせするとともに、報道発表も行ったところでございます。なお、第3次行政改革後期計画の取り組み状況につきましては、現在、市のホームページに掲載しております。

次に、市民参画懇話会で議論になっている、市民団体への支援をなぜ行政改革委員会に諮問するのか、という御質問にお答えをいたします。

本市では、第三次防府市総合計画後期基本計画において、市民の参画と協働による市政の推進を掲げておりました。これを実現するために必要な仕組みづくりについて、御協議いただくため、昨年10月、防府市市民参画懇話会を設置しているところでございます。この懇話会におきましては、市民の参画と協働について、大きな視点で御討議をいただき、その基本的な仕組みについて来年2月ごろまでに御提言をいただく予定となっております。

一方、行政改革委員会におきましては地域コミュニティ活動の推進体制、活動の運営支援、活動拠点について、今後の新たな地域コミュニティのあり方やその支援について委員の皆様のお意見を伺うものでございます。

現在、地域では自治会をはじめ、社会福祉協議会など、多数の地域コミュニティが地域課題の解決に熱心に取り組まれ、地域の特性に基づいたまちづくりが行われておりますが、

少子高齢化など、社会経済の変化に伴い、防犯、防災、福祉、教育、環境問題など、課題が多様化、複雑化しております。

このような課題解決に対応するためには今後は地域住民が自主性を高め、これまで培ってきた活動実績を生かしながら、地域の地縁団体や市民活動団体とより一層連携を強化することが必要でありまして、この連携のあり方や、各団体への支援につきまして、行政改革委員会へ諮問したものでございます。

今年度中にはそれぞれの御提言がいただけるものと思いますが、その御提言の趣旨を十分踏まえ、本市のまちづくりに活かしてまいりたいと存じております。

最後に、経営上問題の大きい下水道ではなく、なぜ上水道の経営改善について諮問するのかということですが、市ではこれまで第3次行政改革において、業務委託の推進、組織機構の改善、人事管理の適正化、給与体系及び支出の適正化などの項目につきまして、すべての部署において組織を挙げて取り組み、先ほど御説明いたしましたとおり、大きな成果を上げております。

水道事業につきましても、市長部局職員と水道局職員の処遇の均衡について、適正化に取り組んでまいりましたが、地方公営企業法の適用を受ける企業会計という特殊事情もございまして、残念ながら十分な成果を上げているとは言えない状況でございます。

言うまでもなく、水道事業は市民に密着したライフラインの一つでありまして、またその収入は、市民の水道料金で賄っておりますことから、より抜本的な経営改善を検討するに当たり、将来にわたって安全で廉価な、安い水を継続的に供給できる水道事業のあり方を含め、市民の立場からの御意見をお伺いするため、諮問することとしたものでございます。

今後もさらなる内部経費の見直しをはじめとする、聖域なき行政改革に全力を尽くし、コンパクトで安心・安全、快適で防府市らしいまちづくりを推進してまいりたいと存じておりますので、お力添えのほど、お願い申し上げます。

次に、まちの駅についての御質問にお答えをいたします。防府市は古くから海陸交通の要衝として栄え、今日、産業文化都市として発展を続けております。過去から現在までの防府市の姿を見せることは、観光の面からも重要だと思っております。また、まちづくりの観点からも、考える必要があると認識いたしております。

さて、御質問のまちの駅は、失われた市内の近代建築をイメージ、復元したものにしまして、ということですが、まちの駅につきましては、現在歴史を活かしたまちづくり事業を推進しております防府天満宮から周防国分寺、毛利氏庭園に至る萩往還、旧山陽道エリアを重点地域として、このエリア内での整備を予定しているところでございます。

まちの駅の外観設定あるいは意匠の施しに当たりましては、このエリアの歴史的建造物のイメージも考慮に入れることが、御指摘のとおり重要であると思っておりますので、このエリアの歴史的背景、景観形成を考慮したいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 最初に、行政改革委員会への諮問事項について再質問させていただきますが、午前中の山下議員の一般質問の際に、行政改革後期計画について、私のうる覚えの記憶で不規則発言をし、御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

今の市長の御回答の中で、確かに8月8日に諮問したという報告はあるんですけども、それで初めて私たち議員は、こういうものがA項目に上がったということを知るような状況です。

午前中の、広告を求めるというのもC項目からB項目に上げるということについては、議員に対しては何ら文書でそういった説明というのか、報告がありませんし、それから総務委員会で行政改革が所管事務調査の項目になっておっても、そういうことはありません。

これは、つまりですね、この前、8月に18年度の実施状況の報告をいただきましたけれども、行政改革の後期計画、先ほど壇上で言いました3月22日現在、あるいはその後、ホームページに出ました7月31日現在、この7月31日現在の行政改革後期計画は、この議会が始まった9月5日にホームページに出てるんですが、それを見てはっきり、ああこれがA項目に上がったということがわかるわけですね。

で、こういう後期計画、確かにホームページに載せれば、それで市民も見ると、議員も見ることができることにはなるわけですが、そういったことについては、やっぱりきちっと節目節目で議会に報告をやっぱりしていただかないといけないし、そのために所管事務調査という形で、総務委員会では今行政改革を所管事務調査の項目にずっと上げてされているわけです。ところが、何らそういった報告がされない。それで突然ぼっと上がってくるということをまず、最初に申し上げたいと思います。

それから、先ほどの新たな財源の検討について、これはまあ、苦言として聞いていただければいいんですが、推進計画策定指針ではミニ公募債の発行及び各種基金の効率的な運用を検討することと、こういった指針から私はどうして広告媒体の問題が出てくるのか、ちょっと不思議に思うわけですが、まあミニ公募債というところから多分こういうものが発想されるのかもしれませんが、もう少し、そういった議員に対する説明を丁寧にしていただかないと困るということを、一言まず言っておきたいと思います。

それで、ぜひ一番新しい後期計画は、これは全議員に文書で配付をしてください。この

中には先ほどの、その広告媒体の要綱をつくるということも書いてありますし、それからいろいろ議員の中で議論があります、索道についての、新年度、どういう推進計画でいくのかということも、その中にあります。私に関心を持っております給食の問題も、19年度、20年度、21年度、どういうふうに進んでいくということが書いてあります。

そういうことが議員には知らされないわけですね。行政改革をきちっとするということであれば、そういった形でまた、議論もきちっとしていくという体制をつくっていただかないと困ると思うんです。

それでは、本題に入りますけれども、ちょっと市長の御回答を聞いてもよくわからないんですが、ちょっと角度を変えて質問しますが、このホームページに出てる後期計画を見ますと、担当の課というのが書いてあります。地域コミュニティの関係は担当の課が市民活動推進課、生涯学習課、2つ書いてあります。ほか関係課とありますが、ほか関係課というのはどこでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 健康福祉部の社会福祉課とそのほか、生活環境あたりが関係課というふうになるかとは思ってます。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 片方で懇話会で協働のあり方を検討してもらおうと、基本的なところを検討してもらおうと言いながら、地域コミュニティの構築について云々かんぬんというのは、ちょっと私、だんだん、議員、長くなってくると、変なことを考えるんですが、これは自治会への各種の補助金を減らすということを目的にした諮問ということではないわけでしょうか。その辺のことをちょっとお聞きをしたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それが目的ではございません。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） そういうことであれば、それでこの件については、それぞれの懇話会、委員会が違ったこともあり得るということで、理解しておきます。

それから、下水道についてですけれども、このホームページに出ている後期計画を見ると、こういうふう書いてあります。No. 11 水道事業の経営改善についてを追加。No. 41 市長部局職員と水道局職員の処遇の均衡についてをNo. 11に統合したと、こういうふう書いてあります。No. 41の処遇の均衡というのをこちらにくっつけたということは、先ほど8月8日付の文書じゃ、わからんわけですけれども、No. 41のところは、労使協議をするというようなことが中身で書いてあるわけですね、No. 41のところは。

そういうことになってくると、労使協議に任せるべきような問題を、そういう問題を行政委員会で論議するということになってくるわけです。労使双方で協議をしている問題をその中で議論をすると。これは問題をこじらせる一つの道ではないかと思うんですね。労使協議で進めていくのであれば、これをきちっと進めていくと。協議が進まなければ、進まないに依じて、またさまざまなそれを解決していくような、そういった手段というものも法律的にあるわけですから。それをしないで、そういった労使協議にかかわるようなものを直接この行政改革委員会に乘せるのはおかしいと思うんですが。この辺、どういふふうなお考えでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 私、平成13年からずっと行革に携わっておりますけれども、たとえば火葬場の建設問題もありました。これについては、外部委託をするというのが庁内の推進会議の方針であります。したがって、市としてどのような方向性に決めるかというのは、やはり長の推進会議、あるいはA項目であれば行革委員の皆様から御意見を答申をいただいたもので、今度は推進計画を立てまして、これは市としての方針であります。そして、それに基づいてですね、たとえば火葬場の委託化について、そこはちゃんと組合と、その方針に基づいて、組合交渉をしていくというのが一つのセオリーでございまして、それは、その過程において労働条件の変更等が伴えば、当然、組合と協議していくというのは当然のことです。

ただ、市としてですね、そういうような方向性にするとか、しないとかというのは、やはり方針決定は市の推進会議できちんと決めなければどうにもならないものですから、市としてはこういう方向性だというのは推進会議できちんと決めて、それに基づいて進めているといったものでございます。

何ら組合に委ねて決めるというものではなくて、市で決めて、それについて協議をしていくと、なかなか実施がおくれているものも現段階でもありますけれども、そういったものでございます。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 今の答弁は、事実を正確に把握していないんじゃないかと思うんです。水道局とあるいは市の方針というのは、もう既にあるわけです、このNo.41については、前の。それについて協議をしていたわけですね。で、市の方針はそれは確かに市民も参加をしてつくるのはおかしくないですけども、今、協議しているものについてまで、既に方針ができて協議をしているものについてまで、またそれにかぶせて行革委員会がするのはおかしいんじゃないかと私は言ってるんです。その辺について、明確な答弁

がないと思いますよ。

副議長（河杉 憲二君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員のおっしゃることも私はわかるわけですが、一言で言ってしまうと、見解の違いがあるのではないかと、こんなふうに思います。と申しますのは、労使で協議ということ、これはまさしく市民にはわからない、市民の目線に立った議論ができない場合もあるわけでありまして、私は行政改革委員会という、市民が入ってやる、そしていろいろな角度から検討を加えられていかれるところでも、議論をしていただく。同時に労使は労使で、協議すべきところは協議もしていく。私は両方相まって、本当の意味での、市民のための行政改革はできていくと、このように考えておりまして、議員が言われることも私なりに理解できるところではございますが、私どもの考えておりますことも御理解をいただけたらと、こんなふうに思っております。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） もうこれでやめますけれども、やっぱり労使協議の問題はそれなりの解決のルールというのがあるわけですね、その行政的な。あるいは最後は司法的なというものもあるかもしれませんが。だからそういうことをきちっとしたルールがあるわけですから、それを私は活用するということが、問題をこじらせない方法ではないかということ意見を申し上げます。

この項についてはこれで終わります。

まちの駅についてですけれども、先ほどの市長の答弁、わかりましたけれども、1つだけ。防府は産業文化都市ということをおっしゃったけれども、鎌倉時代の合物座、そういうものが防府の地域力であったでしょうし、江戸時代の新田開発、塩田、塩というのが三田尻と呼ばれておったという地域もあるということ、聞いておりますし、明治、大正、昭和と近代建築がその山陽道の周りの宮市本陣のあたりにもあります。したがって、山陽道の周り、歴史的な建築と言いますけれども、そういったものもあるということをお1つだけ申し上げまして、この件については終わりたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 次は偽装請負について。教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、偽装請負の御質問についてお答えをいたします。本市における学校給食の業務委託につきましては、昨年9月から中学校給食センターで実施しておりまして、給食業務の一部であります調理・配送・洗浄等を民間委託しております。

この民間委託が偽装請負ではないかということでございますが、給食業務であります食

材の発注・購入・検収から、調理・洗浄・清掃までの一連の業務を民間業者に任せる請負契約と、本市が進めている一部業務委託とは、基本的に異なるものであり、偽装請負に当たるとは考えておりません。また、来年度より中関小学校と華城小学校で、給食業務の一部としての調理・洗浄等を民間委託する予定ですが、これも同様に考えております。

学校給食業務の運営につきましては、昭和60年の文部省から出された通知により、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることにかんがみ、これを円滑に行うことを基本とされており、給食業務を合理化するため、民間委託等を実施する場合は、学校給食の質の低下を招くことがないよう、十分配慮することとなっております。

さらに、地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図ることとされております。その中で、民間委託の実施に当たっては、4項目について指導がなされております。

1つ目は、献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。

2つ目は、物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるように、管理体制を設けること。

3つ目は設置者が必要と認めた場合、業務受託者に対して資料の提出を求めたり、立入検査をする等、運営改善のための措置がとれるよう、契約書に明記すること。

4つ目は、受託者の選定は、学校給食の趣旨を十分理解し、円滑な実施に協力する者であることの確認を得て行うこととなっております。

また、平成19年7月に、山口県教育委員会から児童・生徒にとって安心・安全な学校給食を提供するため、献立作成の外部委託禁止等の基本的な指導がなされており、本市学校給食業務につきましても、これを遵守し、実施しているものでございます。

次に、食材の発注・購入・検収を委託した場合、現在試算しております小学校給食の委託経費が増大するのではとの御質問でございますが、これらの業務は委託いたしませんので、新たな経費は発生いたしません。

さらに、退職者の補充のために新規採用した場合と民間委託の場合の経費の比較につきましては、委託料がどの程度になるかにもよりますが、試算としては新規採用職員採用後、約10年で民間への委託料が職員採用の場合を下回ると見込んでおります。

最後に、そのほかの部署での民間委託は偽装請負に該当しないかとの御質問ですが、市全体の实情につきましては、今後、担当部と協議し、調査をしたいと考えております。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 残り時間が余りありませんので、1つだけ 幾つか、1つ

だけじゃないですね。

市の方が今、一部業務委託という言い方をされましたけれども、偽装請負についている書いてある本、そういった労働法関係の本を見ますと、いわゆるそういうものもみんな請負だというふうに労働法の本にはみんな書いてあるわけですね。名前が委任であっても、業務委託であっても。ことしの3月に出されました総務省の「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」というのがあります。4月の27日に公表という形になってますけども、それでも同じようなことを言ってるわけですね。

今のようなちょっと珍妙な回答は、もう少しこういう総務省の文章か何かを見て、検討し直していただかないと、ちょっと全然話にならないと思うんですけども。民間委託の契約形式である請負や準委任契約は法的な性質を……。こういうものをとにかく同じように扱うべきだと。つまり労働者派遣でなければ、請負。その2つの範疇で考えるべきだというのが、この労働者派遣法などの趣旨です。だから言葉のあやのような形でですね、業務委託何とかという、そういった何か寝ぼけたことを言ってもらったら困ると思うんですよ。

だから、先ほど壇上でも言いましたけれども、兵庫県の労働局、滋賀県の労働局で、兵庫県ではこの9月から新しくセンターをつくって、民間委託で実施するという計画があったわけです。ところが、兵庫県の労働局と協議して、食材を要するに教育委員会が準備して業者に渡すと、こういうものは要するに偽装請負になると。それから、滋賀県では3つの小学校と中学校を自校方式で民間委託すると、これが9月5日の中日新聞によると、それが偽装請負になるので、これは特にこちらの方では主に学校栄養士さんが恒常的に指導するというような形で、そういうものは偽装請負になる、労働者派遣になると。本当に請け負って仕事をするんじゃないで、その管理の下で仕事をするということですから、ちょっともう一度。この辺については、山口県の労働局なりと何らかのそういう話とか、協議をされたんでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 業務委託と言いながら、それは請負でもあるという、今の御説明でもあったわけでございます。それぞれ、これが業務委託、請負というような形でのもし解釈ということでありましたならば、今の委託についていろいろな、全国でもいろんなケースでそういった話題が出ております。

一番肝心なことはやはり、その給食業務、調理業務の中で、その調理の勤務状況、それがどのようにされているかということがそれぞれ現場によって全部違うわけでございますので、それが業務委託であって、すぐ偽装請負であるというわけでは当然ないわけでご

ざいます。

先ほどから、偽装請負がなぜ問題になるのかという視点から言いますと、いわゆる先ほど議員さんが日立製作所なり、キヤノンなり、そういったようなメーカーによりまして、その企業が請負契約をすることによって、派遣されてきたその社員に対し、いかにもその正社員であるかのような、いわゆる仕事の割りつけなり、あるいは勤務の割りつけなり、そういった、メーカーがそういったような指図をすることが、実際には派遣されてきた社員に対しては、正社員ではないと。そしてまたメーカーもいつまでたってもそれを正社員にしないで、安価な労働力として雇っているということが問題になっておるわけでございます。

そういったことが一つの労働力の安定的な供与と申しますが、そういったような状況から、今の職業安定法あるいは労働者派遣法といったようなものに規定をされておるところでございます。

防府市の給食センターの場合、これについていわゆる給食業者、これに対して、給食センターの職員であるかのような扱いは一切いたしておりません。当然、勤務状態の確認とか、仕事の割りつけとかいいますのは、それぞれ給食業者があそこですべて業者の方からの命令によって、その社員の方が働いておられるということでございます。ですので、偽装請負でないという最大の要素は、いわゆるその請け負った給食業者が独立した形でその業務を請け負っておるということが、まず最大の関心事でございます。

それから先ほど県の労働局等に問い合わせをしているのかというような話でございますが、今、議員さんの方でチェックリストをというふうに言われましたが、いわゆるチェックリストの中に該当しない項目が1つでもあれば、偽装請負になるというような言い方をされておられますけれども、このチェックリストはあくまでも一つの偽装請負に対する目安として業者に提示をし、そしてまたここに該当していれば、その可能性があるのによく注意していただきたいというような形でのチェックリストであるというふうに私も思っております。

ただ、先ほど議員さんも言われましたように、食材の購入を市でやっておって請負業者がやっていないのは偽装請負であると、あるいは使用しておる機械設備等無償で提供しておれば偽装請負であるといったような指摘がございましたけれども、この点についても県の労働局の方に照会をいたしまして、確認をとった上で実施いたしておるものでございます。小学校につきましても同様な考えでございますが、当然県の労働局とも十分連絡をとって疑われることのないように実施をしていきたいと考えております。

副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員。

28番(田中 健次君) 県の労働局とそれなりの話をされているようですから、労働局によって多少見解が違ふということかもしれませんが、さっき言われたのはね、労務管理の独立性ということなんです。そうじゃなくて事業経営の独立性とこの2つがないとやはりだめだということが、偽装請負でないということの一つのあかしなんです。ね。

だから、そういう意味でいけば、事業経営の独立性、設備はただで貸している、光熱水費はただで使ってもらっているというようなことは、これは事業経営の独立性には当てはまらないわけですから、その食材がどうのこうのは別にして、その辺の指導はあってもおかしくないかと思えます。

それからあと、もう一つ、言っときますけれども、あと、市役所のいろんな部署で、教育次長が答弁されましたけれど、本来なら総務部長が答弁されることだと思うんですが、市役所のあちらこちらの部署で、特に労務管理の独立性ということで行くと、疑義があるところが私、こう指折り数えたら、片手ぐらいいってしまうんじゃないかというふうなこともちょっと思いました。

学校給食の現場ほどこちと、それぞれの現場について確認をしておりますので、ここではどこがどうとは言いませんけれども、この辺についてはですね、先ほどの総務省の民間委託の推進等に関する研究会の報告書、これでははっきりと請負準委任契約と労働者派遣契約との相違についてということで5ページにわたってそれが書いてあります。その基準についてはあと、参考資料のような形で、2ページにわたってまたついております。こういうものをきちっと見て、この問題については、対処してほしいということをお願いして、私の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 以上で28番、田中議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月28日午前10時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

午後 2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年9月12日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 中 司 実

防府市議会 議員 田 中 健 次